

総務地域連携交通常任委員会 所管事項説明資料

令和6年5月24日

地 域 連 携 ・ 交 通 部

目 次

1	組織の概要	1
2	令和6年度当初予算の概要	7
3	事務事業の概要	19
4	所管事項	27
	【部長所管】	
	(1) 地籍調査の推進について	29
	(2) 宮川の流量回復などの取組について	31
	(3) 木曽岬干拓地の土地利用について	35
	(4) 地域公共交通について	39
	(5) 広域交通について	43
	(6) 市町との連携・協働による地域づくりについて	45
	(7) 移住の促進について	49
	(8) 市町の行財政運営への支援について	59
	【スポーツ推進局長所管】	
	(9) スポーツの推進について	61
	(10) 競技力向上対策について	65
	【南部地域振興局長所管】	
	(11) 南部地域の振興について	69

1 組織の概要

地域連携・交通部の組織概要

※()は令和6年4月1日現在の職員数

地域連携・交通部長	(1)
副部長兼交通政策総括監	(1)
次長(地域づくり推進担当)	(1)
人権・危機管理監	(1)

本庁	139人
地域機関	123人
計	262人

地域連携・交通総務課	(15)	企画調整班	○部内の企画調整、議会対応、広報広報
		総務班	○部内の組織・人事、危機管理、人権施策
		予算経理班	○部内の予算・決算・経理
水資源・地域プロジェクト課	(13)	水資源・土地利用班	○水資源開発の総合的な企画調整、国土利用計画法、地籍調査事業の推進
		地域プロジェクト班	○木曾岬干拓地等の利活用の推進
交通政策課	(9)	交通政策班	○生活交通(鉄道、バス、タクシー)の維持・活性化、交通不便地域等の移動手段確保、自転車活用の推進
※派遣1名含む			
広域交通・リニア推進課	(4)	広域交通・リニア推進班	○広域交通ネットワーク機能(空港、航路)の向上、リニア推進
地域づくり推進課	(14)	地域企画班	○市町の地方創生、市町への権限移譲、市町の合併
		地域づくり推進班	○市町等との連携による地域づくり推進、過疎地域の振興
移住促進課	(5)	移住促進班	○移住の促進
市町行財政課	(28)	行政班	○市町の行政運営・公務員制度、住民基本台帳制度
		財政第1班	○市町村税、市町の地方交付税
		財政第2班	○市町の地方債、市町の地方公営企業
		選挙班	○選挙の管理執行、政治資金

スポーツ推進局

スポーツ推進局長	(1)
次長(スポーツ推進局)	(1)

スポーツ推進課	(13)	総務企画班	○局内の総務・企画調整、県営スポーツ施設の管理運営
		スポーツ推進班	○地域スポーツの推進
競技力向上対策課	(15)	事業調整班	○競技力向上対策の総合調整
		競技力向上対策班	○選手の発掘・育成・強化、指導者の養成

南部地域振興局

南部地域振興局長	(1)
次長(南部地域振興局)	(1)
参事(派遣)	(1)

南部地域振興企画課	(5)	振興企画班	○南部地域振興の企画及び総合調整、離島・半島地域の振興
東紀州振興課	(9)	東紀州振興班	○東紀州地域の振興、熊野古道伊勢路の活用
※派遣3名含む			

地域防災総合事務所

桑名地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

四日市地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

鈴鹿地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

津地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

松阪地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

伊賀地域防災総合事務所

地域調整防災室

環境室

※職員数は、環境室を除く

(13)

県民防災課

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

桑名旅券コーナー

○旅券（パスポート）

総務課

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

(17)

地域防災課

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙

総務生活課

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務
人権、文化、交通安全

四日市旅券コーナー
（近鉄百貨店四日市店内）

○旅券（パスポート）

環境保全課

○環境規制指導

廃棄物対策課

○廃棄物対策

(12)

県民防災課

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

鈴鹿旅券コーナー
（鈴鹿ハンター内）

○旅券（パスポート）

総務課

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

(12)

県民防災課

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、文化、交通安全

総務課

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

(15)

地域防災課

○危機管理、広聴、南部地域活性化、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙、人権、交通安全

総務生活課

○情報公開、文化、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

松阪旅券コーナー

○旅券（パスポート）

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

(15)

地域防災課

○危機管理、広聴、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙

総務生活課

○情報公開、人権、文化、交通安全、経理

○庁舎管理、公用車の運行管理業務

伊賀旅券コーナー

○旅券（パスポート）

環境課

○環境規制指導、廃棄物対策

地 域 活 性 化 局

南勢志摩地域活性化局

地域活性化防災室

環境室

紀北地域活性化局

地域活性化防災室

環境室

紀南地域活性化局

地域活性化防災室

環境室

※職員数は、環境室を除く

(15)

地域防災課

総務生活課

伊勢旅券コーナー

環境課

○危機管理、広聴、南部地域活性化、市町等との連携による地域づくり、防災、消防・保安、選挙
○情報公開、人権、文化、交通安全、経理

○庁舎管理、公用車の運行管理業務

○旅券（パスポート）

○環境規制指導、廃棄物対策

(12)

県民防災課

尾鷲旅券コーナー

総務課

環境課

○危機管理、広聴、東紀州地域活性化、市町等との連携による地域づくり、情報公開、人権、文化、交通安全、防災、消防・保安、選挙

○旅券（パスポート）

○経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

○環境規制指導、廃棄物対策

(12)

県民防災課

熊野旅券コーナー

総務課

環境課

○危機管理、広聴、東紀州地域活性化、市町等との連携による地域づくり、人権、文化、交通安全、防災、消防・保安、選挙

○旅券（パスポート）

○情報公開、経理、庁舎管理、公用車の運行管理業務

○環境規制指導、廃棄物対策

2 令和6年度当初予算の概要

令和6年度 地域連携・交通部 当初予算総括表

単位:千円

(上段:事業費、下段:県費)

	令和5年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	前年度比較増減 (B)－(A) (C)	増減率 (C)/(A)
一般会計 総務費	8,425,730 (6,022,478)	7,557,343 (5,381,416)	△868,387 (△641,062)	△10.3% (△10.6%)
2月補正含み	8,749,245 (6,000,408)	7,745,520 (5,444,142)	△ 1,003,725 (△556,266)	△11.5% (△9.3%)
※うち スポーツ推進局	2,328,720 (1,483,033)	2,032,344 (1,443,086)	△296,376 (△39,947)	△12.7% (△2.7%)
※うち 南部地域振興局	278,979 (251,621)	409,901 (339,959)	130,922 (88,338)	46.9% (35.1%)

令和6年度 地域連携・交通部 当初予算(課別)

単位:千円

課 名	R5年度 事業費 (県 費)	R6年度 事業費 (県 費)	増減額 事業費 (県 費)	令和6年度当初予算の主な事業
地域連携・交通総務課	2,054,889 (2,054,489)	2,086,076 (2,084,608)	31,187 (30,119)	・人件費(1,987,747)
水資源・地域プロジェクト課	821,586 (500,315)	820,708 (457,588)	△878 (△42,727)	・木曽岬干拓地整備事業費(130,657) ・工業用水道事業会計出資金(304,927) ・地籍調査費負担金(296,560) (2月補正含み 484,737)
交通政策課	970,150 (545,543)	1,057,856 (670,086)	87,706 (124,543)	・地方バス路線維持確保事業費(345,000) ・伊勢鉄道基盤強化等対策事業費(191,018) ・地域交通体系整備基金積立金(216,960)
広域交通・リニア推進課	62,917 (62,917)	47,492 (47,492)	△15,425 (△15,425)	・航空関係費(19,651) ・リニア中央新幹線関係費(27,841)
地域づくり推進課	825,954 (143,647)	837,419 (154,205)	11,465 (10,558)	・市町村振興事業基金交付金(681,611) ・特例処理事務交付金(136,971)
移住促進課	93,633 (44,529)	122,052 (67,416)	28,419 (22,887)	・移住促進事業費(74,032) ・移住者を受け入れる態勢の充実支援事業費 (48,020)
市町行財政課	988,902 (936,384)	143,495 (116,976)	△845,407 (△819,408)	・住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費 (89,055)
スポーツ推進課	1,658,757 (966,957)	1,507,721 (1,052,345)	△151,036 (85,388)	・体育スポーツ振興基金積立金(408,377) ・三重交通Ｇスポーツの杜鈴鹿事業費(650,665) ・三重交通Ｇスポーツの杜伊勢事業費(167,544)
競技力向上対策課	669,963 (516,076)	524,623 (390,741)	△145,340 (△125,335)	・競技力向上対策事業費(407,000) ・国民スポーツ大会派遣事業費(117,623)
南部地域振興企画課	132,598 (113,292)	169,402 (131,002)	36,804 (17,710)	・離島航路支援事業費(40,008) ・南部地域活性化基金積立金(45,201) ・離島航路船舶新造事業補助金(38,500)
東紀州振興課	146,381 (138,329)	240,499 (208,957)	94,118 (70,628)	・東紀州地域集客交流推進事業費(78,080) ・熊野古道世界遺産登録20周年事業費(33,677) ・熊野古道伊勢路受入環境整備事業費(41,500)
合 計	8,425,730 (6,022,478)	7,557,343 (5,381,416)	△868,387 (△641,062)	

公共交通の確保・充実 ① 予算額 1,105,348千円

交通政策課 224-2622
広域交通・リニア 224-2805
推進課

- 交通不便地域等における高齢者や若者等の移動手段の確保が喫緊の課題であることから、地域のニーズをきめ細かく把握するとともに、市町等における移動サービスの導入・定着などの取組を支援します
- 交通事業者における深刻な運転士不足をふまえ、事業者や市町と連携して運転士確保の取組を支援します

地域内交通

(一部新) 地域における移動手段の確保に向けた総合対策事業 (129,900千円)

高齢者等の移動ニーズ把握 (9,730千円)

① 地域座談会の開催

- ・ 高齢者等の意見交換を通して地域の実情やニーズをきめ細かく把握
- ・ 市町と連携し、地域の寄り合いの場などを利用して座談会を開催



② 地域の輸送サービスの分析・検討

- ・ 各地域の輸送サービスの現状・課題を把握、対応策を検討(国・県・市町の課長検討会)
- ・ 県内29市町との交通施策検討会を実施(自家用有償旅客運送制度など)

移動手段の導入 (100,000千円)

○ 移動手段の確保・乗継環境整備への支援

- ・ 市町等の取組を、調査から実証事業、定着まで切れ目なく支援(1～3か年程度)

1年目: 調査+実証事業



2年目: 検証+本格運行



3年目: 検証+定着



- ③ 交通結節点での待合所など乗継環境整備を支援
- ④ 地域の特性などの状況に応じて、交通ネットワークの構築に取り組む市町を重点支援

運転士不足への対応 (19,000千円)

① 運転士確保の取組

- ・ 深刻な運転士不足をふまえ、交通事業者と連携して運転士募集フェアなど人材確保の取組を支援
- ・ 一般ドライバーを活用した輸送サービスの導入の検討、ドライバーの養成などを支援
- ・ 各市町が取り組む自動運転の導入への支援



公共交通の確保・充実 ②

予算額 1,105,348千円

交通政策課 224-2622
広域交通・リニア 224-2805
推進課

- 通勤や通学など日常生活の移動手段である鉄道やバス路線の維持・活性化のため、市町等と連携して利用促進などに取り組むとともに、国や市町と協調して支援します
- リニア中央新幹線の2037年全線開業の実現に向けて関係者と連携して取り組むとともに、行動計画となる「みえリニア戦略プラン（仮称）」の策定に着手します

広域交通ネットワーク

（一部新）鉄道活性化促進事業（22,940千円）

- 鉄道の維持・活性化のため、沿線自治体で構成する協議会において連携して要望活動や利用促進の取組を実施
- 新 J R 関西本線（亀山～加茂間）の維持・活性化のため、「関西本線活性化利用促進三重県会議」において、大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行や沿線市が取り組む駅からの二次交通の充実に向けた実証事業の支援など、利用促進や利便性の向上に向けた取組を実施

鉄道利便性・安全性確保等対策事業（151,257千円）

- 鉄道事業者が実施する安全性・利便性の向上を図るための施設整備等について、国や沿線市町と協調して支援

伊勢鉄道基盤強化等対策事業（191,018千円）

- 伊勢鉄道（株）が実施する安全性・利便性の向上を図るための施設整備等について、国の補助金も活用して支援

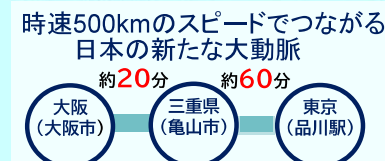
地方バス路線維持確保事業（345,000千円）

- 地域間幹線系統バスの運行経費等に国と協調して補助を実施
- 県および市町の地域公共交通会議等において地域公共交通の活性化に向けた取組を実施



（一部新）リニア中央新幹線関係費（27,841千円）

- 新「みえリニア戦略プラン（仮称）」の策定及び必要な調査を実施
- 名古屋・大阪間の環境アセスの着実な推進と一日も早い全線開業実現に向けた活動を実施
- リニアを中心とした新たな広域交通ネットワーク構築に向けた機運醸成の取組を実施



令和5年度リニア建設促進
三重県期成同盟会総会

移住の促進

予算額 130,390千円

地域づくり推進課 224-2351
移住促進課 224-2420

- 人口減少対策における社会減対策の1つである移住・人口還流の促進に向けて、移住希望者から「選ばれる三重」となるため、プロモーションの強化を図るほか、新たな層を対象とした相談対応を充実させます
- 住まいの充実に取り組む市町の支援や、地域おこし協力隊の定住・定着促進に向けた支援体制を強化し、移住者を受け入れる態勢を充実させます

移住の促進と定住・定着に向けた取組の充実

(一部新) 移住促進事業 (74,032千円)

プロモーションの強化

- 関西圏・中京圏で県独自の移住フェアを開催
- ⑨しごとや地域づくりなど三重ならではの暮らし体験を企業と連携して実施
- ⑨閲覧者が求めている情報を一体的に入手できるよう、ポータルサイトを改修
- マスメディアやSNS等を活用した情報発信
- 三重の人や暮らしとつながるオンラインコミュニティ「日々三重」での交流を促進

相談対応の充実

- 移住相談窓口を中心としたきめ細かな相談対応
- 転職希望者など新たな層を対象とした移住相談会・セミナーを開催



(一部新) 移住者を受け入れる態勢の充実支援事業

インフラ（住まい）の整備

(48,020千円)

- ⑨お試し住宅の整備に取り組む市町を支援
- ⑨県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用を支援（県土整備部が実施する既存事業への上乗せ）

受入態勢の充実

- 移住者と地域をつなぐ人材を育成する講座を開催
- 東京圏から移住・就職した人等を対象に、市町と連携して移住支援金を支給

(一部新) 地域おこし協力隊サポート事業 (8,338千円)

定住・定着促進に向けた支援体制強化

- ⑨募集・受入 任用時のミスマッチ解消に向けた市町への伴走支援
- ⑨任期中 隊員間のつながりづくりのための交流会を実施
- ⑨退任後 定住に向けた相談窓口を設置
- 隊員・市町職員向けの研修会を実施



競技スポーツの推進

予算額 1,415,774千円

スポーツ推進局
スポーツ推進課 224-2985
競技力向上対策課 224-2996

- 佐賀国スポ（国民スポーツ大会）に向け、成年・少年選手の強化活動を支援するとともに、次代を担うジュニア・少年選手の発掘・育成や優れた指導者の養成に取り組みます
- 全国大会や国際大会での活躍をめざすパラアスリートの強化活動を支援します
- 県営スポーツ施設について、利用者がより安全・安心に利用できる環境を提供するため、必要な改修・修繕を行います。また、指定管理者と連携し、より良いサービスの提供に取り組みます

競技力の向上

競技力向上対策事業（407,000千円）

選手・チームの強化

育成・強化してきた選手・チームの強化活動を支援

- チームみえ国スポ選手強化事業（177,000千円）
- 大学運動部、企業・クラブチーム強化指定事業（12,600千円）



ジュニア・少年選手の発掘・育成

国内外の大会での活躍が期待できるジュニア・少年選手の強化活動を支援

- チームみえジュニア育成事業（30,000千円）
- ジュニアクラブ・運動部強化指定事業（4,500千円）



指導者の養成

幅広い世代で指導者を養成し、一貫指導体制を構築

- チームみえトップ指導者養成事業（24,810千円）

パラアスリートの強化

国際・全国大会で活躍できるパラアスリートの強化活動を支援

- パラリンピック等選手強化指定事業（8,700千円）

本県ゆかりのアスリートの活躍

スポーツ施設の充実

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿事業（650,665千円）

- ・施設の効率的・効果的な管理運営 391,271千円
- ・水泳場の空調熱源設備改修工事など 259,394千円

三重交通G スポーツの杜 伊勢事業（167,544千円）

- ・施設の効率的・効果的な管理運営 102,916千円
- ・第二陸上競技場写真判定装置更新など 64,628千円



安全・安心な環境、より良いサービスの提供

地域スポーツと障がい者スポーツの推進

予算額 675,784千円（うちスポーツ推進局分 616,570千円）

スポーツ推進局

スポーツ推進課 224-2986

- 大規模大会等の誘致・開催、スポーツイベントの開催等に取り組む市町・競技団体等を支援します
- 県民の皆さんがスポーツにふれ親しむ機会の拡充に取り組みます
- 総合型地域スポーツクラブ**について、中学校部活動の地域移行の受け皿の一つとされていることもふまえ、**取組を強化します**
- 障がいの有無に関わらず、**身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりや、障がい者スポーツに取り組む機会の充実、選手の発掘や支える人材の養成等**に取り組みます

地域スポーツの推進

レガシーを活用した みえのスポーツ支援事業 (130,000千円)

- ・市町・競技団体等が実施する国際大会、全国大会等の大規模大会の開催やスポーツ教室の開催等に必要な経費を支援



▲国際大会の開催

スポーツによるまちづくり

(一部新) 地域スポーツ推進事業 (61,170千円) 地域スポーツイベント開催事業 (16,088千円)

- ・「みえのスポーツフォーラム」、「みえスポーツフェスティバル」、「第18回美し国三重市町対抗駅伝」を開催



▲みえスポーツフェスティバル



▲美し国三重市町対抗駅伝

- ・総合型地域スポーツクラブの質的充実のため、専属のクラブアドバイザーを設置するとともに、体験会や地区別研修会を開催し、中学校部活動の地域連携・地域移行を促進

運動・スポーツにふれ親しむ環境づくり

障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツの裾野の拡大 【子ども・福祉部】 (59,214千円)

- ・「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、県民・企業等からの相談対応、SNS等を通じた情報発信、障がい者スポーツ団体と企業等のニーズのマッチング
- ・選手の発掘に向けた初心者講習会、指導員の養成研修の実施
- ・競技団体の遠征費の補助 など



▲三重県障がい者スポーツ支援センターホームページ

障がい者スポーツの裾野の拡大

南部地域の活性化

予算額 90,427千円

南部地域振興局
南部地域振興企画課
224-2192

- 「三重県南部地域振興プラン」の3つの取組方向に基づき、南部地域への愛着・誇りの醸成や地域との関係性の継続、兼業や副業など多様で柔軟な働き方の創出、および地域内の人材育成と関係人口の深化・拡大等に取り組みます
- 南部地域活性化基金を活用して、複数市町の連携による南部地域の活性化に向けた取組を支援します

1. 若者の定着・人口の還流に向けて

南部地域の企業・魅力体感事業（4,107千円）

- 南部地域外へ進学・就職した若者を対象とした、南部地域の企業見学および地域で活躍している方々との交流バスツアーを実施

地域づくり人材支援事業（4,054千円）

- 南部地域出身の学生等を対象とした、地域課題（賑わいの創出等）の解決や、地域への愛着の醸成に向けた長期フィールドワークを実施

（新）南部の地域づくり連携推進事業（2,250千円）

- 県土整備部と連携し、空き家の非住宅（店舗等）への改修費及び除却費を支援



2. 地域産業の活力向上に向けて

（新）南部地域における持続可能な第一次産業をめざして事業（8,246千円）

- 南部地域における副業のしくみづくりのための南部地域の現状および先進事例を調査
- 都市部の飲食店、百貨店のバイヤー等を対象としたツアーを通じた特産品プロモーションを実施



3. 賑わいのある南部地域に向けて

（新）多様な人材が集う「賑わい」の維持・創出事業（10,509千円）

- 農林水産業や地域の祭りのお手伝いをきっかけにした企業と地域との関係づくり
- 地域で活躍する人びとを対象とした連続講座の開催による地域や世代を超えた人材のネットワークを形成

ファンとともに南部地域の観光資源PR事業（3,282千円）

- ファンやマニアとともに観光コンテンツの磨き上げを通じた、住民が主体となった地域づくり活動を促進



南部地域活性化 基金支援事業 （11,330千円）

- 田舎暮らし体験、観光促進、出逢い支援、関係人口創出など、南部地域の活性化に寄与する事業に連携して取り組む市町を支援



東紀州地域の活性化～熊野古道世界遺産登録20周年事業～ 予算額 240,499千円

南部地域振興局
東紀州振興課 224-2193

- 熊野古道の世界遺産登録20周年を記念し、国際シンポジウムの開催等を行うとともに、古道来訪者のための二次交通の利便性向上に向けた調査、実証運行や宿泊施設等を一体的に案内するWebサイト構築、案内標識の整備支援等により、来訪者が安全・快適に歩ける環境を整備し、古道の魅力のさらなる向上と来訪意欲の喚起に取り組みます
- 奈良県、和歌山県等と連携しながら、東紀州地域への誘客を促進するとともに、観光業および第一次産業を含めた関連産業の振興を図ります

熊野古道の未来への継承と活用（218,985千円）

（新）熊野古道世界遺産登録20周年事業（33,677千円）

- 熊野古道世界遺産登録20周年を記念し、スペイン・バスク自治州から巡礼道の保全関係者等を招いた国際シンポジウムの開催等を実施

（新）熊野古道伊勢路受入環境整備事業（41,500千円）

- 熊野古道伊勢路周辺の宿泊施設等を一体的に案内する英語にも対応したWebサイトを構築、案内標識の整備支援など、沿道の環境や古道を安全・快適に歩ける環境を整備

（一部新）熊野古道活用促進事業（31,955千円）

- 熊野古道伊勢路の世界遺産登録20周年において、「歩き旅」のブランディングを推進するため、伊勢路踏破ウォークの開催や伊勢路の価値や魅力の国内外への発信等により誘客を促進
- 熊野古道サポーターズクラブの活動や熊野古道一斉クリーンアップ作戦を実施

（一部新）Easy Access to東紀州！プロジェクト推進事業（29,448千円）

- 熊野古道への来訪時における二次交通の利便性を向上させるため、運行ルートや手法について調査し、実証運行を実施
- 和歌山県等との広域連携による観光客の受入環境整備や、（一社）東紀州地域振興公社等と連携して外国人旅行者の誘客促進や体験型コンテンツの造成等を実施

熊野古道伊勢路における拠点滞在型観光の推進

※観光部の拠点滞在型観光推進事業の一部

熊野古道伊勢路における受入環境整備事業（9,557千円）

- 伊勢路「歩き旅」を促進する取組として、既存の鉄道、バス等の地域公共交通を最大限利用した古道歩きのコースを設定、デモツアーを実施
- 1日で歩けるルート設定、ガイドマップ等の作成、サイト掲載や来訪者が利用できる環境づくりを実施

地域資源を生かした持続可能な地域社会づくり（21,514千円）

東紀州地域振興推進事業（10,255千円）

- 市町をはじめとする関係団体と連携を図りながら、観光振興、産業振興等の面から総合的に地域づくりを推進する（一社）東紀州地域振興公社の取組を支援

選ばれる東紀州地域を目指して産業活性化支援事業（11,259千円）

- 地域の資源を生かした商品のブランド力強化や高付加価値化、販路拡大、観光サービスのブラッシュアップ、観光産業ツアー等の取組や、地域産業の活性化を促進するための基盤づくり等の取組を支援



3 事務事業の概要

事 務 事 業 概 要

項 目	概 要
【地域連携・交通総務課】 課長 濱口 麻裕子 Tel 059-224-2711 1 部内の企画および組織、人事、予算、経理等について	部内の企画、調整、組織、人事、予算、経理等に関する業務を一元的に行い、部内の各課、地域防災総合事務所、地域活性化局とともに担当施策を推進する。
人権・危機管理監 森田 潤 Tel 059-224-2022 1 部内の人権および危機管理について	部内の人権施策および危機管理に関することを行う。
【水資源・地域プロジェクト課】 参事兼課長 浅野 覚 Tel 059-224-2010 1 水資源開発の総合的な企画・調整について 2 総合的な土地利用の調整について 3 国土調査(地籍調査事業)の推進について	水資源の効率的な利用や未利用水対策等の企画・調整を図るとともに、「水資源開発促進法」および「水資源機構法」に基づく法手続きならびに関連調整事務を行う。 また、異常渇水時における調整を行う。 「国土利用計画法」に基づき、総合的かつ計画的な土地利用の調整を行うとともに、一定面積以上の大規模な土地に関する権利の移転等の届出の審査を行う。 また、県内主要地の地価を調査し、公表する。 土地利用に関する基礎資料となる地籍調査を実施する市町等に対し、経費の一部を負担するとともに、事業実施の助言・調整等を行う。

項 目	概 要
4 木曽岬干拓地の土地 地利用について	木曽岬干拓地の有効利用を図るため、適切な維持管理を行うとともに、伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用に向けた取組等を推進する。
5 大仏山地域の土地 利用について	「三重県大仏山地域土地利用構想」に基づき、大仏山地域の適切な維持管理を行うとともに、多様な主体の参画による土地利用に向けた取組を推進する。
【交通政策課】 課長 藤田 雄一 Tel 059-224-2622	
1 地域公共交通につ いて	バスや鉄道等既存の地域公共交通の維持・活性化のため、国や市町と協調し、運行や設備整備への支援等を行うとともに、沿線市町や事業者等と連携し、利用促進や利便性の向上に取り組む。 また、市町の地域公共交通協議会に参画し、路線バスやコミュニティバス等も含めた生活交通のネットワーク化の取組について検討する。
2 交通不便地域等に おける移動手段の確 保について	高齢者や若者などの移動手段を確保するため、地域の実情や移動ニーズをきめ細かく把握し、市町等による移動サービスの導入・定着や交通ネットワーク構築に向けた取組を支援する。
【広域交通・リニア推進課】 課長 長井 貴裕 Tel 059-224-2805	
1 リニア中央新幹線 について	リニア中央新幹線の名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定と東京・大阪間の一日も早い全線開業の実現に向け、ＪＲ東海をはじめ、国土交通省や沿線自治体と連携・協力して一体となった取組を推進する。 また、リニア三重県駅開業の効果を県内全域へ広げていくための取組を推進する。

項 目	概 要
2 中部国際空港および関西国際空港について 【地域づくり推進課】 課長 三浪 純子 Tel 059-224-2170	中部国際空港および関西国際空港について、「中部国際空港利用促進協議会」、「中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会」、「関西国際空港全体構想促進協議会」の関係団体と連携し、利用促進と機能強化を図る。 また、中部国際空港との海上アクセスについて、関係者で構成する「海上アクセス利用促進調整会議」において利用促進に取り組む。
1 市町の地方創生について	地域の特色や地域資源を生かした地方版総合戦略の取組が、市町で円滑に実施されるよう、必要な助言や情報提供等の支援を行う。
2 市町との連携・協働による地域づくりについて	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、県と市町が連携を図りながら、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進する。 また、地域づくりの核となる地域おこし協力隊等の人材育成や、任期終了後も地域に定住し続けるための支援を行うなど、地域の活性化に向けて取り組む。
3 過疎対策について 【移住促進課】 課長 倉口 弘明 Tel 059-224-2420	過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保および育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正を図るため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき総合的な過疎対策を推進する。
1 移住の促進について	本県への移住を促進するため、移住相談機会を充実させるとともに、市町等と連携し、三重の魅力ある暮らしの情報発信や移住者を受け入れる態勢の充実に取り組む。

項 目	概 要
【市町行財政課】 課長 服部 央暉 Tel 059-224-2171 1 市町行政事務について 2 市町税財政事務について 3 選挙管理事務について	地方自治制度、地方公務員制度、住民基本台帳制度等に関することについて、適正な運営が行われるよう調査、助言等を行う。 市町の地方交付税に関する事務、地方債に関する事務および市町村税に関する事務等を行うほか、地方税財政制度に関することについて適正な運営が行われるよう調査、助言等を行う。 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員、県議会議員および知事の選挙を管理するとともに、有権者の政治意識の向上や明るい選挙の推進に向けて、啓発事業を行う。 また、市町選挙管理委員会に助言等を行う。

事 務 事 業 概 要

(スポーツ推進局)

項 目	概 要
【スポーツ推進課】 課長 吉川 幸伸 TEL 059-224-2985 1 総合調整および 県営スポーツ施設 の管理運営につい て 2 地域スポーツの 推進について 3 国民スポーツ大 会および全国障害 者スポーツ大会に ついて 【競技力向上対策課】 課長 藤田 隆司 TEL 059-224-2979 1 競技力向上対策 について	「第3次三重県スポーツ推進計画」における施策を着実に進められ るよう、市町および関係団体等と連携して取り組む。 また、県営スポーツ施設について、指定管理者と連携しながら、施 設の安全性や利便性の確保および効果的・効率的な管理運営に努める とともに、必要な整備・改修を行う。 スポーツ推進月間の取組やスポーツイベントの開催等により、県民 の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成 を図るとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを 活用した取組を市町等と連携して進めることにより、スポーツを通じ た地域の活性化に取り組む。 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会開催に係る調整 を行う。 競技力を安定的に確保し、本県ゆかりの選手やチームが国際大会や 国内大会で活躍できるよう、三重県競技力向上対策本部を中心に、選 手等の強化活動への支援や優れた指導者の養成に取り組む。 また、一定の競技力を有するパラアスリートへの支援に取り組む。

事 務 事 業 概 要

(南部地域振興局)

項 目	概 要
【南部地域振興企画課】 次長兼課長 山本 佳子 TEL 059-224-2192 1 南部地域振興の企画および総合調整について	南部地域の複数の市町が連携して行う、若者の定着・人口還流に向けた事業、地域産業の活力向上に向けた事業または賑わいのある南部地域に向けた事業等について、南部地域活性化基金等を活用して支援することにより、南部地域への定住を促進する。 また、地域づくりに関わる関係人口の拡大を図り、地域住民が主体となった取組を支援するなど、南部地域の振興に向けて、関係部局と連携しながら、総合的・横断的に取り組む。
2 離島振興について	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定および福祉の向上等を図るため、「離島振興法」および「三重県離島振興計画」に基づき総合的な離島振興対策を推進する。
【東紀州振興課】 課長 加藤 仁志 TEL 059-224-2193 1 東紀州地域の振興について	市町、関係団体等と連携し、情報発信や受入環境の整備、伊勢から熊野までを結ぶ熊野古道伊勢路の環境づくり等により国内外からの誘客を促進する。 また、一般社団法人東紀州地域振興公社を通じて、熊野古道をはじめとする地域資源を活用した観光振興・産業振興等に取り組む。
2 熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設について	東紀州地域の振興に向け、熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設と連携して、熊野古道をはじめとする地域資源の情報発信、集客交流促進に取り組む。

4 所 管 事 項

(1) 地籍調査の推進について

1 地籍調査の目的

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとに土地の所在、地番、地目、所有者、面積を確定し、地籍簿・地籍図を作成するものです。

地籍調査を行うことにより、①土地の基礎的な情報である面積や形状の明確化、②土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、③公共事業の効率化などさまざまな効果が図られます。特に、東日本大震災からの復旧・復興では、土地の境界確認や区画の復元に大きな成果が認められたところです。

なお、事業主体となる市町には国や県からの補助（経費全体のうち1/2は国が、1/4を県が負担）があり、さらに市町が負担する経費（全体の1/4）の80％は特別交付税措置の対象となっていることから、市町は実質5％の負担で地籍調査事業を実施することができます。

2 現状と課題

(1) 現状

本県における地籍調査の進捗率は、令和5年度末で10％であり、全国平均52％を大きく下回っているものの、人口集中地区（DID地区）の進捗率は24％であり、全国平均27％に近い進捗率となっています。

			三重県(R 5 末)	全国平均(R 4 末)
人口集中地区 (D I D地区)		対象面積 (進捗率)	189.5 k m ² (24%)	12,673 k m ² (27%)
D I D 以 外	宅地	対象面積 (進捗率)	611.3 k m ² (16%)	19,453 k m ² (52%)
	農地	対象面積 (進捗率)	1,170.5 k m ² (19%)	77,690 k m ² (71%)
	林地	対象面積 (進捗率)	3,409.0 k m ² (5%)	178,150 k m ² (46%)
合計		対象面積 (進捗率)	5,380.3 k m ² (10%)	287,966 k m ² (52%)

※人口集中地区（DID地区）：国勢調査において設定される、人口密度が4,000人/km²以上で隣接した地域の人口が5,000人以上の地区

事業主体である市町と連携して、土砂災害警戒区域や津波浸水想定区域などの被災想定区域や、国道1号北勢バイパスの実施予定区間をはじめとする公共事業の円滑な進捗に資する地域など、優先度が高いと考えられる地区について重点的に調査を進めています。

(2) 課題

地籍調査は土地所有者との権利関係の調整や現地での境界立会等に非常に多くの労力と時間を要します。

事業主体となる市町では休止している市町もあり、限られた人員でいかに効率的に調査を実施できるかが課題となっています。

3 今後の取組

(1) 効率的手法の推進

市町には研修会等を通じて、航空機からのレーザー測量や自動車に搭載したカメラから測量したデータを活用する先進的な取組とともに、街区を形成する道路と民地の境界を先行的に調査する街区境界調査などを紹介し、効率的な手法のさらなる活用を推進します。

(2) 実施体制の支援

人員不足の市町には、地籍調査に精通した民間業者等の法人に対し地籍調査作業の全般にわたって委託する包括委託制度、国が直接地籍調査の基礎となる資料の整備を行う基礎調査、国土交通省に登録された豊富な知識および経験を有する者が市町へ助言を行う地籍アドバイザー制度などを積極的に活用するように働きかけていきます。

(3) 休止市町の解消

地籍調査を休止している市町には、国とともに個別訪問を行い、意見交換するなど、早期の事業再開を促します。

(2) 宮川の流量回復などの取組について

1 経緯

宮川流域の健全な水環境の構築をめざした取組の一つである流量回復の取組については、平成 12 年 3 月に、宮川にダムや取水堰等が何もなかったと仮定して当時のダム流入量（S62～H8 のデータ）から試算された、再現渇水流量「宮川ダム直下 $2 \text{ m}^3/\text{s}$ 、栗生頭首工直下 $5 \text{ m}^3/\text{s}$ 」を流量回復の目標として段階的に回復していくという基本方針が、宮川ルネッサンス委員会水部会から宮川ルネッサンス委員会へ報告されました。

これを受けて、県（宮川流域ルネッサンス事業推進会議）は「宮川ダム直下 $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ 、栗生頭首工直下 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ 」を当面の流量回復の目標とし、平成 13 年 3 月に宮川ルネッサンス委員会で確認されました。【別紙 1】

また、水力発電事業の民間譲渡に際し、平成 20 年度に三重県議会から、「①宮川ダムからの $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ の常時放流を譲渡後も継続すること、②当面の目標である栗生頭首工直下 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ を譲渡条件とすること、③当面の目標実現後、宮川の自然環境や生態系の一層の保全に努め、更なる流量回復を図ることや、季節の水需要に応じた弾力的な水量調整を行うことも検討」との提言を受けています。

2 現状と課題

(1) 流量回復の取組

「宮川ダム直下 $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ 」については、平成 18 年 4 月 1 日より実施しており、水力発電事業譲渡後も承継されています。

「栗生頭首工直下 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ 」については、宮川用水土地改良区及び中部電力株式会社と締結した確認書（平成 26 年 6 月）に基づき、 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ を確保するための放流を実施しています。

しかし、かんがい放流中の流量回復のための放流は、農業用水の取水や河川水質への影響が懸念されることから実施していなかったため、年間を通し安定的な流量を確保する目標を達成できない期間が発生していました。

そこで、かんがい放流の実施時においても流量回復のための放流を試行的に可能とする（いわゆる同時放流）運用ルール（令和 3 年 4 月 1 日施行）を策定しました。

なお、同時放流の試行については、令和 4 年度に初めて実施しました。令和 5 年度は、試行時の問題点を整理し、運用ルールの見直しを行いました。

(2) 宮川上流域のより良い流況に向けた取組

宮川ダム直下における当面目標「 $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ 」は確保しているものの、宮川ダム直下から三瀬谷ダムの間の流況については、水生生物のへい死など、現在も課題があります。

このため、令和 2 年 11 月 25 日に、この間のより良い流況に向けて、さまざまな視点から検討を行う「宮川のより良い流況に向けた流量回復等検討会議（以下、「検討会議」という）」を庁内に設置しました。

令和5年度は、関係部局において、同時放流を試行した際の河川の水質や流量、鮎等の生息環境などを調査し、それぞれの取組について情報共有、検討を行いました。

調査の結果、河川水質は環境基準を概ね満たしており、鮎の餌となる付着藻類の環境としても、概ね適していました。

また、関係機関と検討会議で共有された現地調査結果や、現況河川の利用状況をはじめとした課題等について、関係者や流域市町と意見交換を実施しました。

3 今後の取組

(1) 流量回復の取組

かんがい放流と流量回復放流の同時放流は、単独での放流に比べて、宮川ダム貯水量の減少が早まることや、放流水の水質悪化（濁水）のリスクが非常に高くなります。本格運用につなげるため、試行による実績を重ね、リスクへの対策を慎重に検証し、引き続き、年間を通した安定的な流量確保に向けた取組を進めます。

(2) 宮川上流域のより良い流況に向けた取組

宮川ダム直下から三瀬谷ダム間のより良い流況を実現するため、現状をできる限り把握し、課題と要因を明確にしたうえで、関係者や流域市町と丁寧な意見交換を行います。

引き続き、流況についてのデータを蓄積し、関係部局と検討を進めるとともに、検討結果をもとに利水者など関係者や流域市町と調整します。

宮川概要図

(H12.3)ルネッサンス委員会水部会報告
再現湧水流量 $2\text{m}^3/\text{s}$

(H13.3)宮川流域ルネッサンス事業推進会議
当面の流量回復目標
宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$

河口から+37.4km

宮川用水取水

河口から+11.6km

県管理 国管理

三瀬谷ダム

栗生(あお)頭首工

(H12.3) ルネッサンス委員会水部会報告
再現湧水流量 $5\text{m}^3/\text{s}$

(H13.3) 宮川流域ルネッサンス事業推進会議
当面の流量回復目標
栗生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$

河口から+78.0km

約30km

宮川

宮川ダム

三浦湾

伊勢湾

別紙 1

※河口からの距離は、図上での計測による

(3) 木曽岬干拓地の土地利用について

1 現状

木曽岬干拓地は、三重県と愛知県の県境部に位置し、平成12年度に両県が国（東海農政局）から購入しました。

このうち三重県部分の約335haについては、「木曽岬干拓地の土地利用計画（平成26年度作成）」に基づき一部を利活用しながら、社会経済状況の変化をふまえ、今後の土地利用の方向性を検討しています。【別紙1】

(1) 伊勢湾岸自動車道より北側（木曽岬新輪工業団地）

平成31年2月に工業用地として第1期分譲を開始し、令和6年4月末現在、全体約45.6haのうち約43.1ha（約94%）を分譲しています。

なお、残りの約2.5haについても分譲の申込みがありました。【別紙2】

(2) 伊勢湾岸自動車道より南側

地元の市町長等を委員とする「木曽岬干拓地土地利用検討協議会」において、今後の土地利用の計画策定に向けた取組を進めています。

このうち「新エネルギーランド」では、平成26年度から木曽岬メガソーラー株式会社がエネルギーサービス事業を行っています。

「建設発生土ストックヤード（第2期）」については、公共工事等から発生する土砂により盛土を実施していきます。

「農業体験広場」は、できるだけ現状の地形を生かした形での暫定利用に向けて検討を進めることとしています。

また、干拓地へのアクセス道路として、高速道路に最短で接続できる伊勢湾岸自動車道・弥富木曽岬IC付近から愛知県側の県道に接続するルートを計画しており、愛知県等関係機関との協議を進めています。【別紙3】

2 今後の取組

(1) 伊勢湾岸自動車道より北側について

木曽岬新輪工業団地については、引き続き、未分譲地の早期分譲完了をめざします。

(2) 伊勢湾岸自動車道より南側について

早期の土地利用が図られるよう、引き続き、木曽岬干拓地土地利用検討協議会等を活用し、今後の土地利用について検討を進めます。

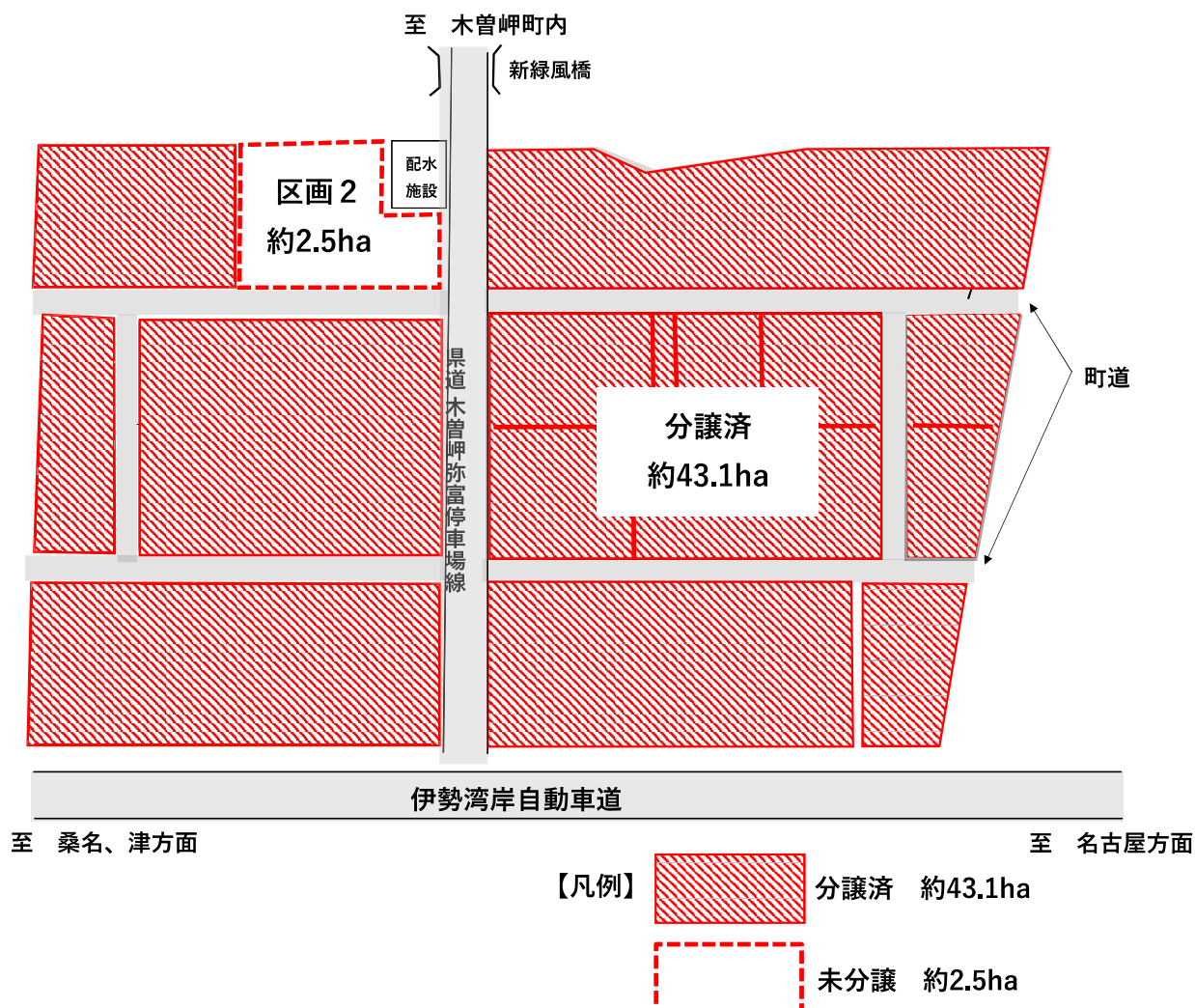
また、愛知県側へのアクセス道路については、関係部局と連携し早期供用に向け、愛知県等関係機関と協議し、より詳細な調査・設計を進めます。

別紙1



木曽岬新輪工業団地分譲状況

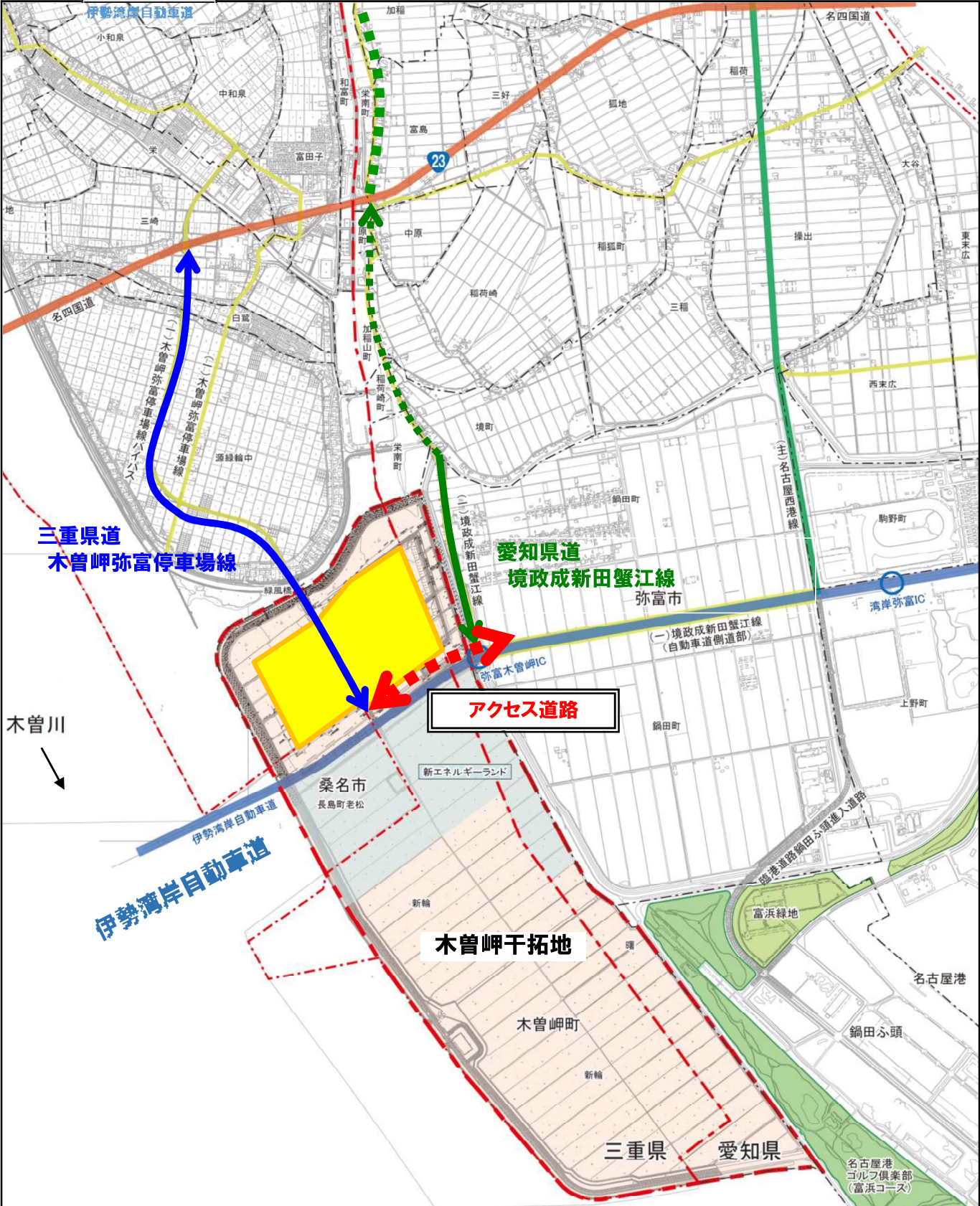
(令和6年4月末現在)



【分譲済面積（約94％）】

約43.1ha（15社）／約45.6ha

愛知県側へのアクセス道路（位置図）



(4) 地域公共交通について

1 地域公共交通を取り巻く状況について

(1) 現状と課題

地域公共交通は、人口減少やコロナ禍を経たライフスタイルの変化による移動需要の縮小などにより、厳しい状況にあります。

また、2024 年問題等に起因する交通事業者における運転士不足も深刻化しています。

こうした中、県では地域公共交通が、県民の暮らしや観光振興、経済発展を支える安全、便利で快適な移動手段としていつまでも利用し続けることができるよう、既存の公共交通や交通不便地域等における移動手段の確保・充実に向けた取組の方向性を示す「三重県地域公共交通計画」を令和 5 年度に策定しました。

県民のニーズに対応した持続可能な公共交通の実現に向けて、交通事業者に対する支援を行うとともに、国や市町、事業者等と連携した既存の公共交通の利用促進、新たな移動手段の確保に取り組む必要があります。

(2) 今後の取組

国や市町と協調した交通事業者に対する支援を継続して実施するとともに、市町の地域公共交通協議会への参画や全国の好事例などのノウハウを持つ中部運輸局とともに市町を直接訪問する検討会の開催等により、地域の状況に応じた具体的な対策の検討を支援します。

また、交通事業者と連携した運転士募集フェアの開催など交通事業者の人材確保の取組を支援します。

2 鉄道について

(1) 現状と課題

県内の地域鉄道※では、沿線自治体が経営に参画することなどにより、路線の維持を図っていますが、老朽化による設備更新の増等により自治体の負担は大きくなっています。

また、J Rにおいても関西本線などの在来線は、利用者が減少傾向にあり、大量輸送などの鉄道の特性が十分に生かせていない線区もみられます。

県民の生活交通において大きな役割を担っている鉄道の維持が図られるよう、関係者が連携して一層の利用促進や利便性向上に取り組む必要があります。

※ 伊勢鉄道、養老鉄道、三岐鉄道、四日市あすなろう鉄道、伊賀鉄道

（２）今後の取組

鉄道事業者等が安全確保のために実施する設備整備に対し、国や沿線市町と協調して補助を行うとともに、広域交通としての役割を担う第三セクターの伊勢鉄道については、関係市町と今後の支援のあり方を検討します。

また、地域鉄道や在来線について、沿線自治体で構成する協議会において利用促進活動や要望活動に取り組みます。

J R 関西本線（亀山～加茂間）については、「関西本線活性化利用促進三重県会議」を構成する亀山市や伊賀市、J R 西日本と連携し、大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行を行うとともに、沿線市が取り組む駅からの二次交通の充実に向けた実証事業を支援するなど、利用促進や利便性向上に向けた取組を実施します。

３ バス交通について

（１）現状と課題

深刻な運転士不足、利用者の減少などにより、路線バスを取り巻く環境は厳しい状況にあります。このため、県は複数市町をまたぐ地域間幹線バスへの補助を通じて広域的な移動手段の確保を図り、市町はコミュニティバス等の身近な移動手段の確保に努めるなど、役割を分担して取り組んでいます。

県が支援する地域間幹線バスのうち利用状況に課題がある路線について、国や関係市町、バス事業者と連携して利用促進や利便性向上に向けた検討を進めています。

（２）今後の取組

地域間幹線バスについて、引き続き国と協調して運行経費等に対する補助を行います。

また、利用状況が国の補助基準を下回ることが懸念される路線については、国・県・市町・交通事業者で構成する地域別ワーキンググループを開催し、利用促進や利便性向上を図る取組など、それぞれの状況に応じた対応策を検討します。

４ 交通不便地域等における移動手段の確保について

（１）現状と課題

県内各地には交通不便地域が存在しており、自動車等の交通手段を持たない高齢者や若者などの移動手段の確保が喫緊の課題となっています。このため、県では令和２年度から、通学や通勤、通院、買い物などの生活に必要な移動手段の確保に向け、市町の取組を支援してきました。

今後、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりや、通学をはじめとする若者の移動ニーズへの対応に向けて、市町や事業者の取組をより一層支援することが必要です。

（２）今後の取組

地域の実情や移動ニーズをきめ細かく把握するため、高齢者等との座談会を開催するとともに、県内各地域の輸送サービスの現状・課題を把握し対応策を検討します。また、各市町の移動手段導入の取組が進むよう、調査から実証事業、定着までの切れ目のない支援を行うとともに、バス停・駅等の交通結節点での乗継環境整備への支援や、地域内交通ネットワークの構築に向けた支援を新たに行います。

さらに、令和６年４月からタクシー会社の管理の下、一般ドライバーが有償運送を行う制度である「自家用車活用事業」が新たに創設されたことから、この制度を活用した実証事業について市町やタクシー事業者とともに検討します。

(5) 広域交通について

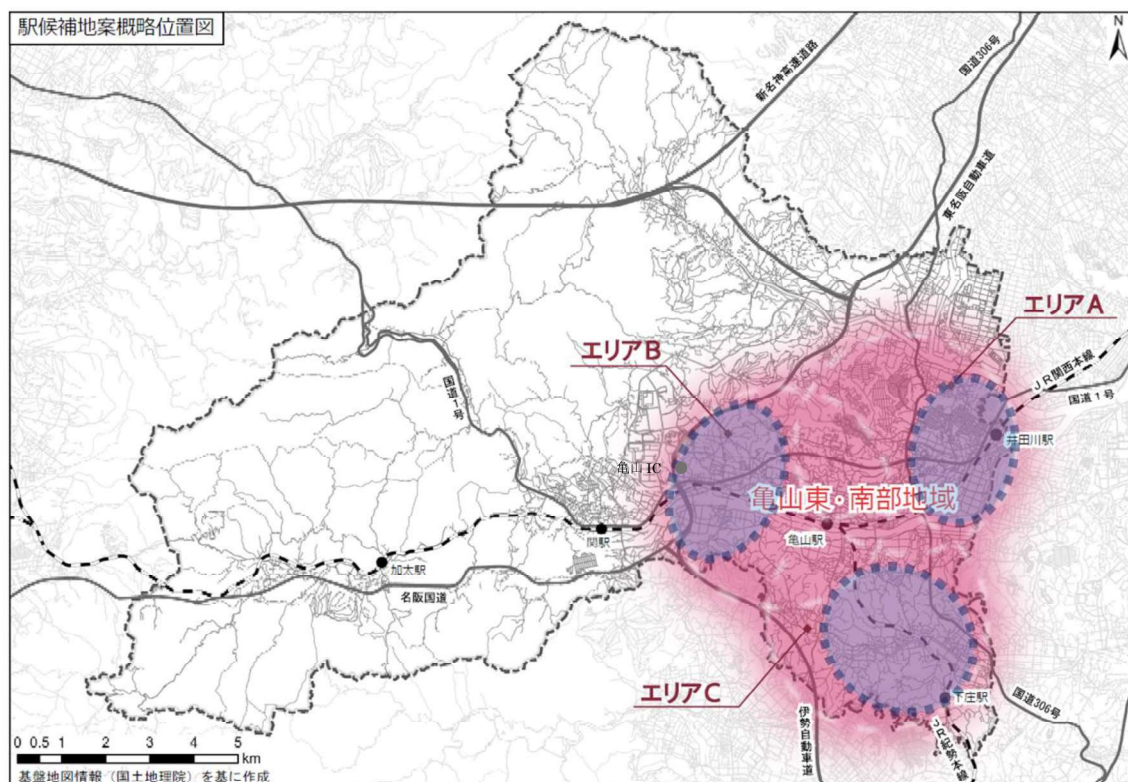
1 リニア中央新幹線について

(1) 現状と課題

名古屋・大阪間のルート・駅位置の早期確定、東京・大阪間の一日も早い全線開業の実現をめざし、「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」（以下、「県同盟会という。」）をはじめ、沿線自治体と連携した枠組みである「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」や「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」を通じた活動を積極的に進めています。

昨年度、県同盟会の会長、副会長等が、ＪＲ東海に対して一日も早い全線開業の実現と、令和４年度に県同盟会で決議した亀山市内の３つの駅候補地についての評価結果をふまえた駅選定、三重県駅を核としたまちづくりの支援、開業効果を県内に波及させるための県内鉄道ネットワークの強化・充実にする要望を行いました。

また、令和6年3月には、リニア開業がもたらす効果を最大限に引き出し、その効果を県全体に波及・発展させるために、リニアとともに本県が歩む「めざす三重の姿」を明らかにするとともに、それを実現するための取組の方向性を示すビジョンとなる「三重県リニア基本戦略」を策定しました。



（２）今後の取組

名古屋・大阪間の概略ルート・駅位置が確定する環境影響評価の法的な手続きに向け、ＪＲ東海が準備を進めており、引き続き、同社をはじめ国土交通省や沿線自治体など、関係機関との連携・協力を図りながら、名古屋・大阪間の円滑な環境影響評価手続きの実施および一日も早い全線開業に向け取り組んでいきます。

また、今年度は、「三重県リニア基本戦略」が示す「めざす三重の姿」の実現に向け、具体的な施策や事業への展開を図るため、行動計画となる「みえリニア戦略プラン（仮称）」の策定に着手します。

加えて、「三重県リニア基本戦略」をふまえ、リニアに対する県民の皆さんの一層の機運醸成を図っていきます。

２ 中部国際空港について

（１）現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した国内線、国際線の航空需要の拡大や空港の利用促進に取り組む必要があります。

また、国際拠点空港としての機能を十分に発揮していくためには、早期の第二滑走路整備による完全な 24 時間運用の実現に向け、取り組んでいく必要があります。

（２）今後の取組

三県一市の自治体、経済団体、空港会社および企業等で構成する「中部国際空港利用促進協議会」を通じて、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド需要拡大に向け、中部国際空港の利用促進・活用等の取組を一体的に推進し、利用回帰や利用拡大の促進に向けた取組を進めます。

また、第二滑走路をはじめとする機能強化については、同じく三県一市の自治体、経済団体および空港会社で構成する「中部国際空港第二滑走路建設促進期成同盟会」を通じて、国に対する要請活動を行うとともに、第二滑走路整備に係る課題解決に向けた調整を行っていきます。

(6) 市町との連携・協働による地域づくりについて

1 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組

(1) 現状と課題

人口減少の進行や産業構造の変化等に伴い、コミュニティの維持や生活サービス機能の確保等、さまざまな課題が顕在化しています。県では、こうした課題に対応し、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進するため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）の取組等により地域課題の解決に取り組んでいます。

協議会は、県と市町が対等な関係で設置する共管組織として、平成21年2月に設置されました。

協議会では、全県的な課題をテーマとした検討会議や地域防災総合事務所および地域活性化局単位の検討会議を通じて、全県的な課題の協議・検討や、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組んでいます。

また、「知事と市町長の円卓対話」を開催し、市町固有の地域課題についてオープンな場で議論を行っています。

(2) 今後の取組

令和2年度から令和4年度まで設置した「持続可能な地域コミュニティづくり」検討会議を通じて明確となった課題への対応方法について、勉強会や事例研究により習得できる機会を設定するなど、職員の知識・スキルの向上を図るとともに、県と市町の情報共有を進めます。

また、地域防災総合事務所および地域活性化局単位の検討会議を通じて、地域・市町の実情に応じた地域づくりの支援に取り組むほか、引き続き、知事と市町長との協議の場として「知事と市町長の円卓対話」を開催します。

2 地域コミュニティと若者をつなぐ取組

(1) 現状と課題

現在、各地域では、定年退職後の元気な高齢者が地域コミュニティを支える大きな力となっていますが、数年後にはその中心である団塊の世代が後期高齢者となることから、さらなる担い手の減少、コミュニティ機能の低下が予想されています。今後は、これまで地域づくりの中心を担ってきた中高年層に加え、若者の力を生かしていくことが不可欠です。

そのため、令和2年度から令和5年度まで、地域づくりに関心のある若者同士が交流する場や、若者が地域づくりの経験を積めるような場の提供を行うとともに、地域での実践活動を通じた地域コミュニティとのつながりづくりに取り組んできました。

(2) 今後の取組

地域と若者がつながった自発的な地域づくり活動の創出に向けて、地域づくりや地域活性化に興味や関心のある若者が、自治会や地域づくり団体等にインターンシップとして参加し、地域の課題やニーズを把握しながら現場で地域づくり活動の経験を積めるような取組を行います。

3 過疎対策

(1) 現状と課題

過疎地域※においては、人口減少と高齢化、主な産業である第一次産業の低迷、農地や山林の荒廃による公益的機能の低下等、さまざまな課題への対応が求められており、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう市町と連携して取組を進めていくことが必要です。

そのため、過疎地域等の条件不利地域において、市町が行う住民の身近な地域課題の解決に向けた取組等に対して、地域活性化支援事業補助金（県単独事業）を交付し、市町の魅力と活力ある地域づくりを支援しています。令和5年度は、鳥羽市の駅舎を活用した拠点と賑わいづくりを行う事業と、志摩市の地域の魅力を活用した若者の出逢い創出事業に対し補助を実施しました。

また、過疎地域持続的発展支援交付金（国庫補助事業）や、人口急減地域において地域産業等の担い手を確保するための「特定地域づくり事業制度」の活用に向けたアドバイスを行っています。令和5年度には、大紀町での制度活用に向けた手続きへの支援を行い、令和5年5月に県内初の特定地域づくり事業協同組合を事業認定しました。

※ 過疎地域（別紙1）

令和4年4月1日に、令和2年国勢調査結果を反映し、過疎地域の追加指定があり、現在、県内の過疎地域は以下の10市町14地域となっています。

【過疎地域】10市町14地域

尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町
松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、伊賀市（旧島ヶ原村、旧阿山町、旧大山田村、旧青山町）

【特定市町村】1市1地域

津市（旧美杉村）

(2) 今後の取組

引き続き、過疎地域等において、市町の魅力と活力ある地域づくりを推進するため、地域活性化支援事業補助金による市町事業への支援を実施するとともに、国の交付金や特定地域づくり事業制度等の活用に向けた助言等を行い、市町と連携しながら過疎対策に取り組めます。

4 地域おこし協力隊の支援

(1) 現状と課題

地域おこし協力隊は、都市部から過疎地域等の条件不利地域に移り住み、一定期間（概ね1年以上3年以下）地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

県内では、18市町において88名（令和5年10月1日現在）の隊員が活動していますが、任期終了後の定住率は54.5%と全国平均（64.9%）に比べると低くなっています。定住率が低い要因として、①募集・受入時の市町と隊員双方の思いが相違、②任期中における、他の隊員や地域住民等とのネットワークづくりが不十分、③退任後、地域内で仕事を見つけることが困難といった要因が考えられるため、隊員の定住・定着につながるような支援が必要です。

このため、令和5年度は地域おこし協力隊員の経験別のスキルアップ研修を開催するとともに、初任者隊員が孤立せず、悩みなどを気軽に相談できるつながりづくりに取り組みました。

また、地域おこし協力隊員の受入れや活動のサポートを行う市町担当職員を対象とした研修会を開催し、各市町の取組内容についての情報交換を行いました。

【地域おこし協力隊：隊員数等の推移】

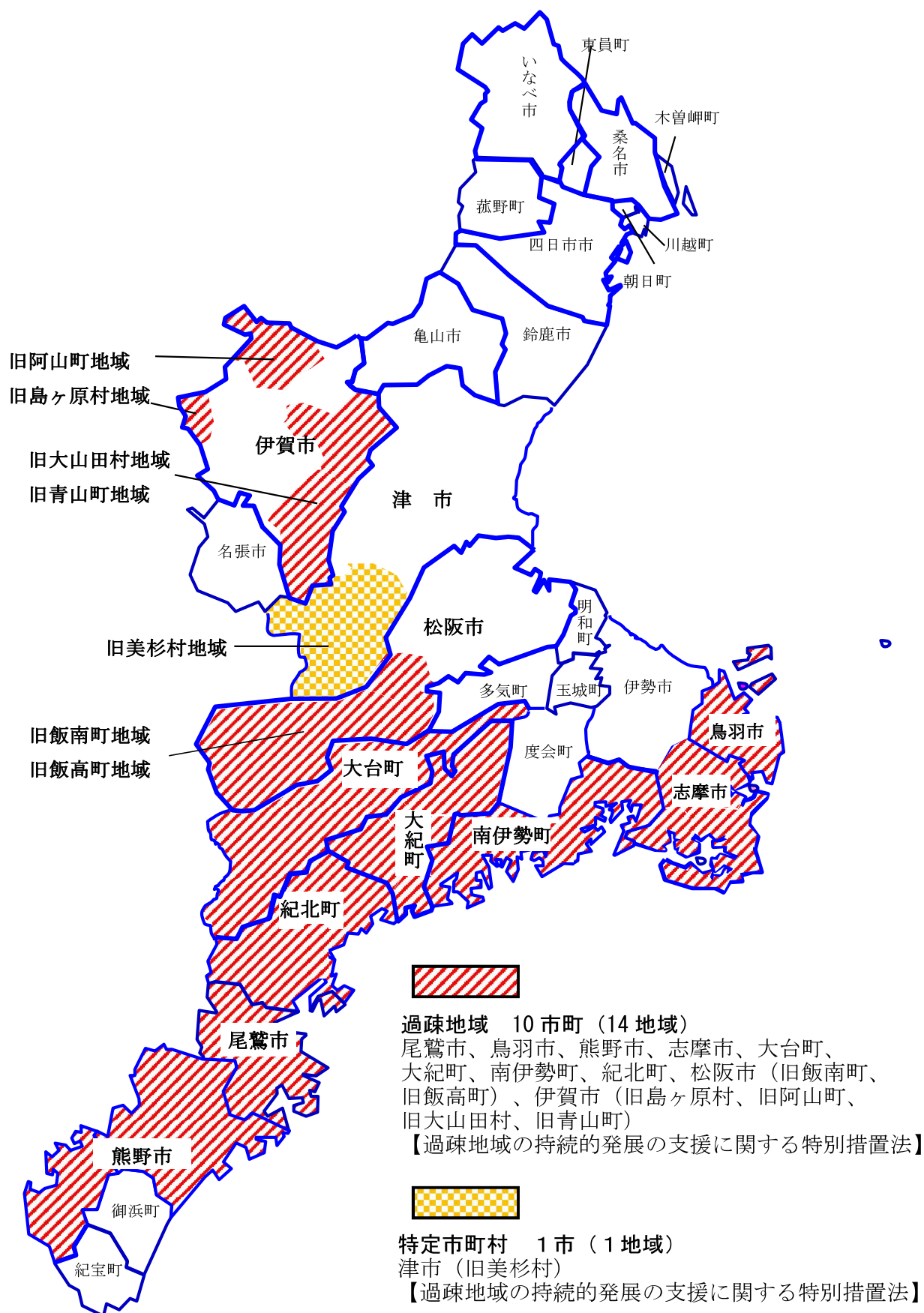
年 度	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
導入市町数	6 市町	12 市町	12 市町	12 市町	14 市町	16 市町	16 市町	18 市町
隊 員 数	45 名	66 名	74 名	70 名	70 名	76 名	81 名	80 名

※導入市町数、隊員数とも4月1日時点

(2) 今後の取組

地域おこし協力隊の将来的な定住・定着や創業を支援するため、スキルアップを図る経験別研修会を引き続き開催するとともに、4月に法人化された「一般社団法人三重県地域おこし協力隊サポートデスク」と連携して協力隊員の「募集・受入時」、「任期中」、「退任後」の各段階における課題解消に向けた、市町の伴走支援や、隊員間のつながりづくりを促進する交流会の開催、相談窓口の設置等の取組を実施します。

【三重県内の過疎地域・特定市町村】（令和 6 年 4 月 1 日）



(7) 移住の促進について

1 現状と課題

(1) 現状

首都圏での移住相談窓口である「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、大阪、名古屋での移住相談会などにおいて、きめ細かな相談対応を行うとともに、移住交流ポータルサイトなどを活用した積極的な情報発信やセミナーの開催など市町と連携した取組を進めました。また、一定の要件を満たして東京圏から移住・就業した方を対象に移住支援金を給付する移住支援事業の実施など受入態勢の充実を図りました。

その結果、令和5年度の相談件数は1,635件、移住相談窓口や空き家バンクなど県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は757人となり、平成27年度から9年間の移住者数は3,794人となっています。

● 県および市町の施策を利用した県外からの移住者数及び相談件数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
移住者数 (人)	124	205 (65%増)	322 (57%増)	371 (15%増)	383 (3%増)	514 (34%増)	541 (5%増)	577 (7%増)	757 (31%増)	3,794
相談件数 (件)	750	1,137 (52%増)	1,332 (17%増)	1,414 (6%増)	1,455 (3%増)	1,098 (25%減)	1,294 (18%増)	1,499 (16%増)	1,635 (9%増)	11,614

※ () は前年比

(2) 課題

効果的な情報発信と移住希望者の受入態勢充実の両面から着実に進めるよう取り組んでいますが、移住者のニーズや、移住トレンドに応じた取組が効果的であることから、毎年、事業を見直し、新たな事業構築が必要です。

2 取組方向

人口減少対策における社会減対策の1つである移住・人口還流の促進に向けて、移住希望者に三重を知ってもらい、「選ばれる三重」となるため、様々な手法によりプロモーションの強化を図るほか、移住を考え始めた方や転職希望者など、新たな層を対象とした相談対応を充実していきます。

また、移住希望者の不安軽減や県内定着を図るため、住まいの充実に取り組む市町の支援や、引き続き、移住者と地域をつなぐ人材の育成を行い、移住者を受け入れる態勢の充実に取り組めます。

3 令和6年度の主な取組

(1) プロモーションの強化

ア 県独自フェアの開催

昨年度に引き続き、関西圏・中京圏において、県独自の移住フェアを開催します。新たに転職希望者をターゲットとしたブースやトークショーなどの開催によりフェアを充実させ、移住者増加につなげていきます。

イ 企業と連携した情報発信（新）

しごとや地域づくりなど三重ならではの暮らし体験を企業と連携して実施します。移住モニターを募集し、三重での暮らしやしごとなどの体験の様子を、メディアにより情報発信します。メディアでの発信後には、「通勤できる三重」「みえに移住し新たな生活」のテーマを設けた体験ツアーを実施します。

ウ ポータルサイトの改修（新）

閲覧者の情報収集ニーズに応じたレイアウトにするなどポータルサイトの改修により、アクセス数を増加させ、セミナー・相談会への来場につなげていきます。

エ マスメディアやSNS等を活用した情報発信

本県に移住された方の暮らしや市町の魅力について、移住先を決めていない方向けに発信し、昨年9月に開始したFacebookグループ「日々三重」（ひびみえ）などへの誘導を図りながら三重への移住をPRします。

オ オンラインコミュニティ「日々三重」の充実

「日々三重」でつながった方々と、県内で地域づくり等に取り組んでいる方々が交流する機会を設け、地域とつながるきっかけづくりを行い、移住につなげていきます。

(2) 相談対応の充実

移住相談センターを中心とした移住相談などを通じ、移住希望者それぞれのニーズに応じたきめ細かな対応を行います。今年度は、さらなる相談体制の充実に向け、これまで実施していたセミナーに加え、転職希望者など新たな層を対象とした移住相談会・セミナーを実施します。

(3) インフラ（住まい）の整備

ア お試し住宅の整備や空き家の掘り起こし（空き家バンクの充実）などに取り組む市町の支援（新）

「住まい（お試し用／定住用）の供給増と利用促進」に資する市町の取組を支援します。

イ 県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用の支援（新）

県土整備部が実施している、空き家の改修費を補助する市町への支援制度において、県外からの移住者が制度を利用する場合に、補助額を上乗せします。

(4) 受入態勢の充実

ア 移住者と地域をつなぐ人づくり講座

昨年度に引き続き、移住者のサポートだけでなく、移住者と地域の方々とをつなぐ人（キーパーソン）を育成する講座を開催します。

イ 移住支援事業

引き続き、東京圏からの移住を促進するため、東京圏から移住・就職した方等を対象に、市町と連携して移住支援金を支給する事業を実施します。

令和5年度 移住者、相談者の状況

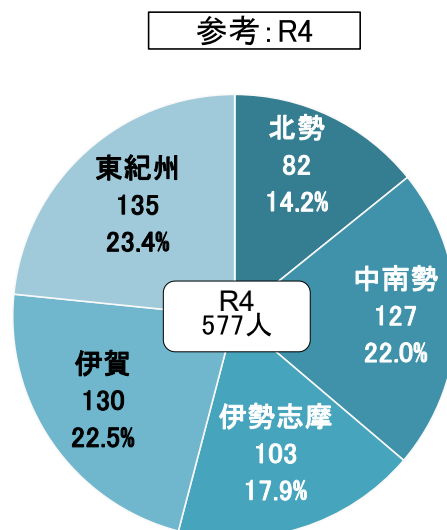
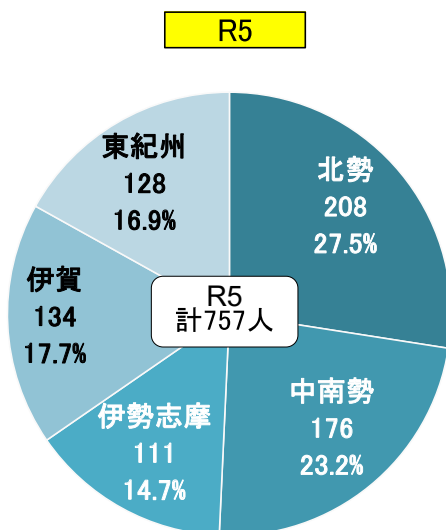
1 県および市町の施策を利用した県外からの移住者 移住者数 757人

県および市町の施策を利用した状況

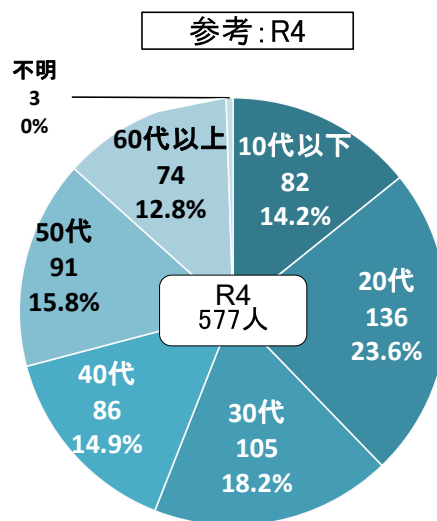
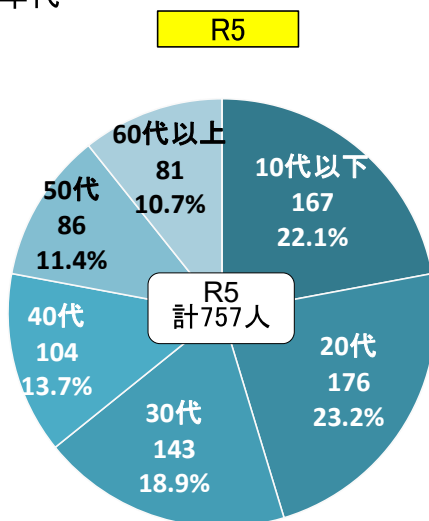
		R5			参考(R4)	
		項目	移住者数	割合	移住者数	割合
内訳	市町の補助・助成制度利用		294人	38.8%	150人	26.0%
	空き家バンク		153人	20.2%	152人	26.3%
	市町移住相談窓口利用		120人	15.9%	82人	14.2%
	地域おこし協力隊(任期終了)		12人	1.6%	25人	4.3%
	その他各市町施策		9人	1.2%	15人	2.6%
	県施策		169人	22.3%	153人	26.5%
合計			757人	－	577人	－

※県施策と空き家バンク等市町施策を重複利用している場合は、市町施策に分類しています。

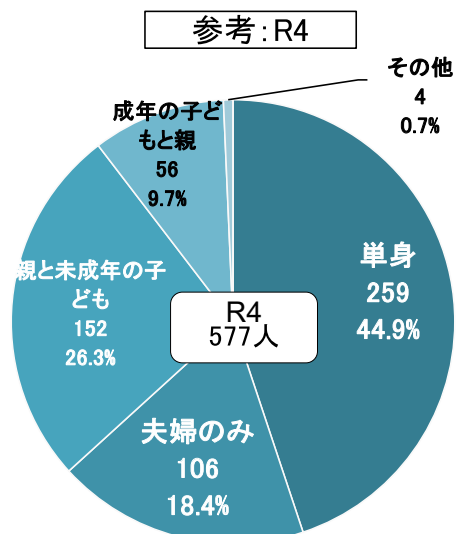
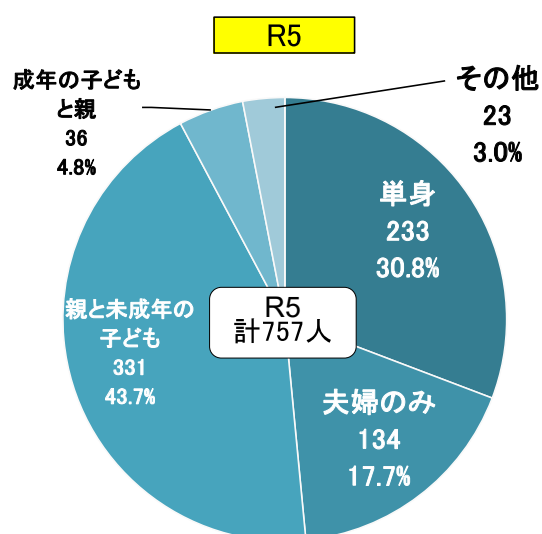
(1) 移住先の地域



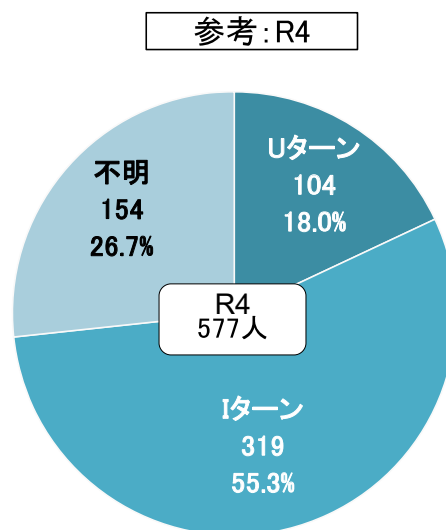
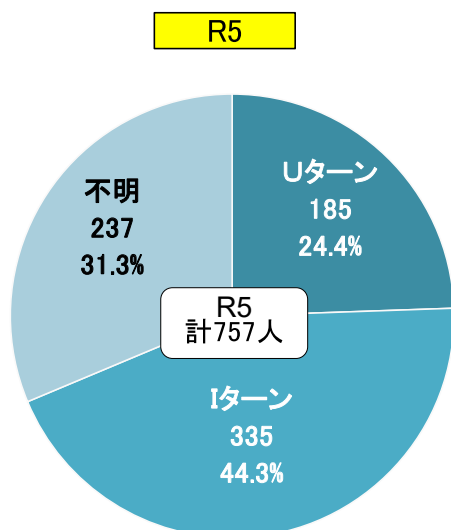
(2) 年代



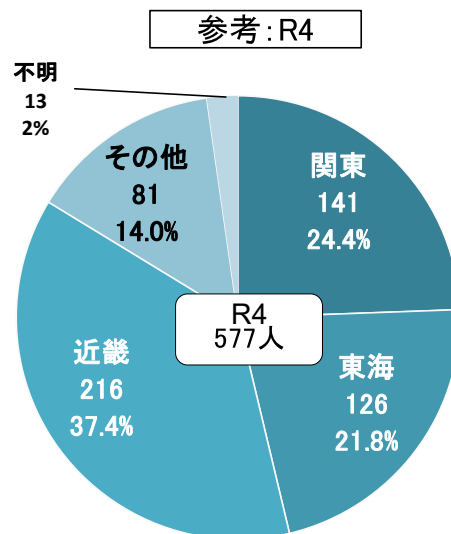
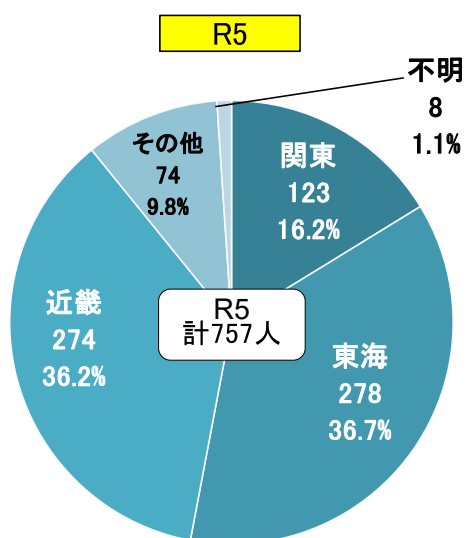
(3) 家族構成



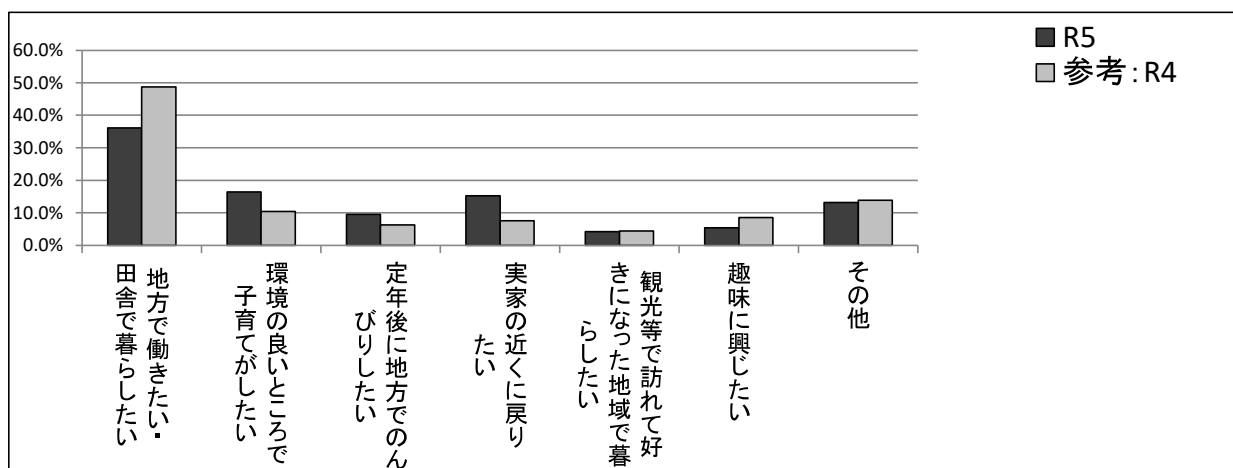
(4) Uターン/Iターン



(5) 移住前の地域

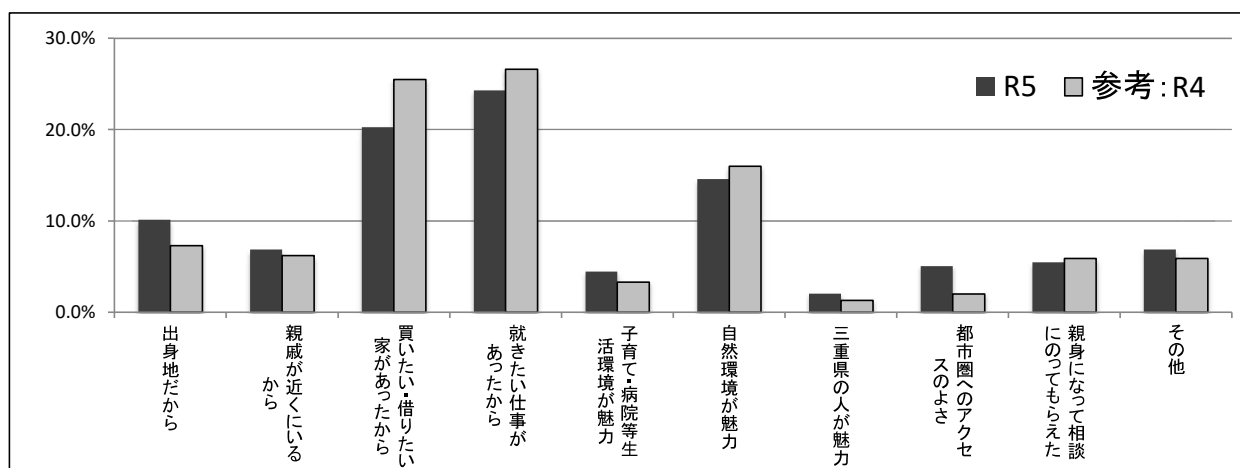


(6) 移住のきっかけ(複数回答有延べ R5:335件、R4:316件)



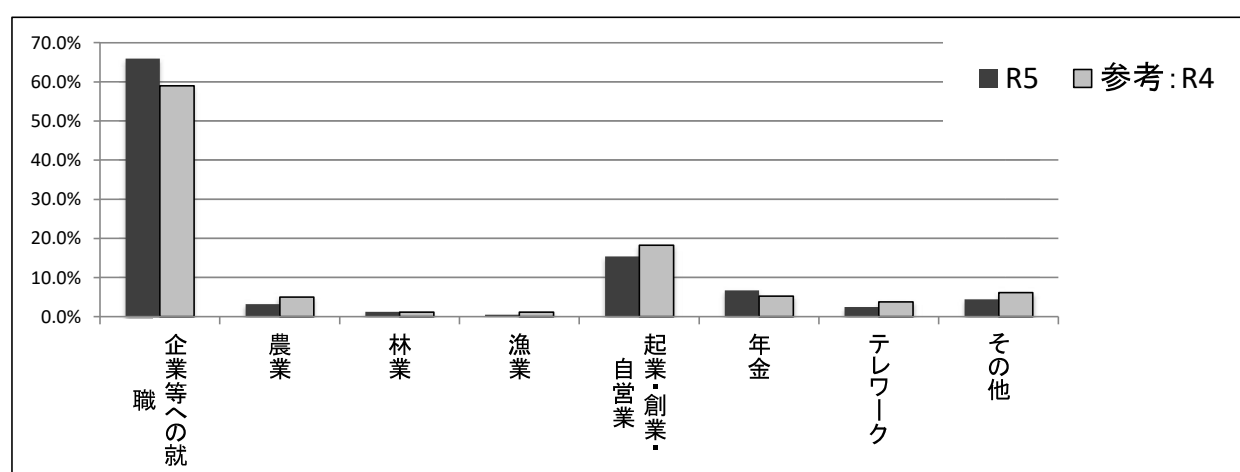
R5	36.1%	16.4%	9.6%	15.2%	4.2%	5.4%	13.1%
R4	48.7%	10.4%	6.3%	7.6%	4.4%	8.5%	13.9%

(7) 三重県に決めた理由(複数回答有延べ R5:494件、R4:455件)



R5	10.1%	6.9%	20.2%	24.3%	4.5%	14.6%	2.0%	5.1%	5.5%	6.9%
R4	7.3%	6.2%	25.5%	26.6%	3.3%	16.0%	1.3%	2.0%	5.9%	5.9%

(8) 移住後の生活基盤(複数回答有延べ R5:402件、R4:339件)

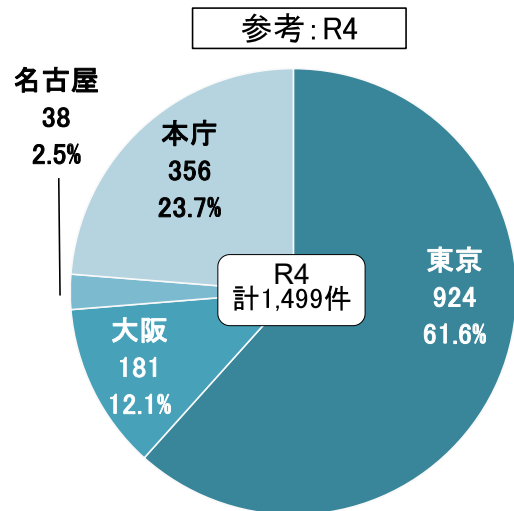
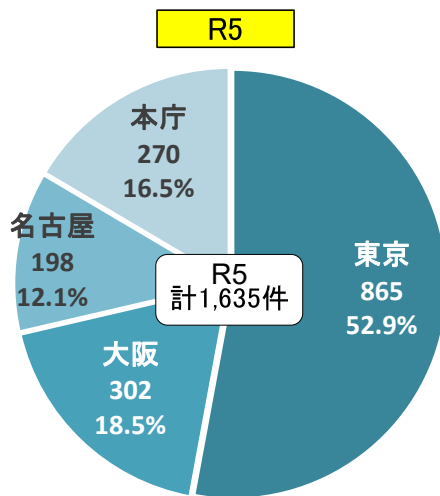


R5	65.9%	3.2%	1.2%	0.5%	15.4%	6.7%	2.5%	4.5%
R4	59.0%	5.0%	1.2%	1.2%	18.3%	5.3%	3.8%	6.2%

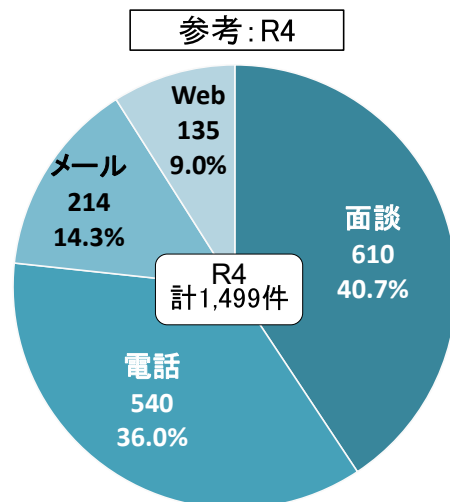
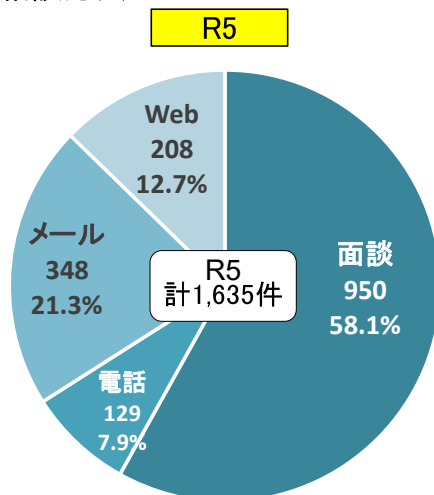
2 相談件数の状況

相談件数 1,635件

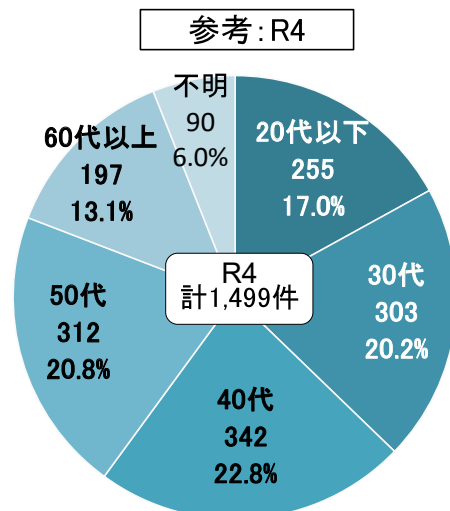
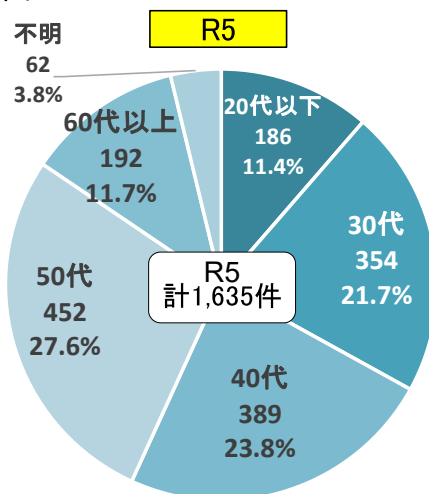
(1) 受付場所



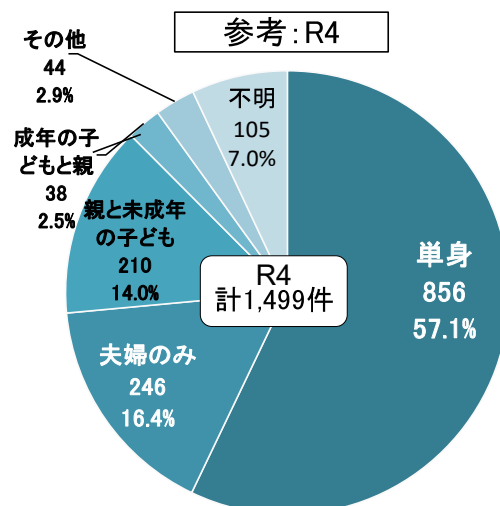
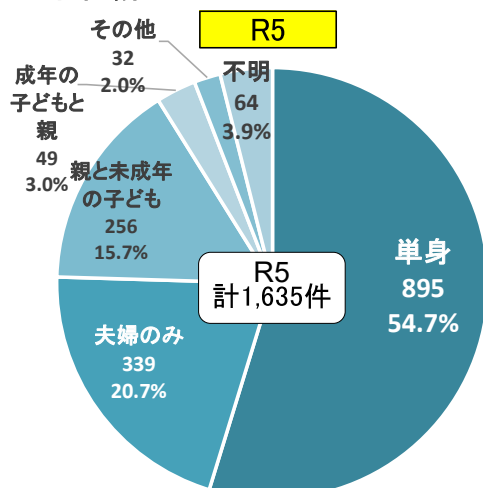
(2) 相談方法



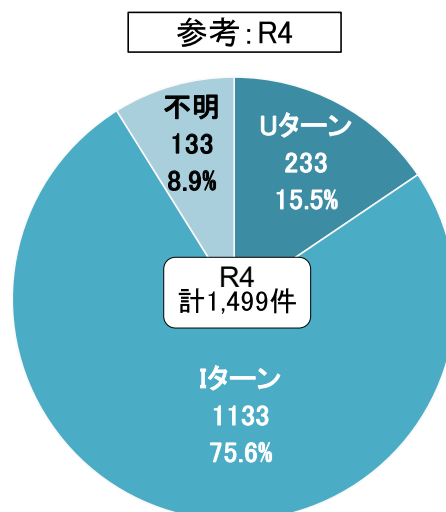
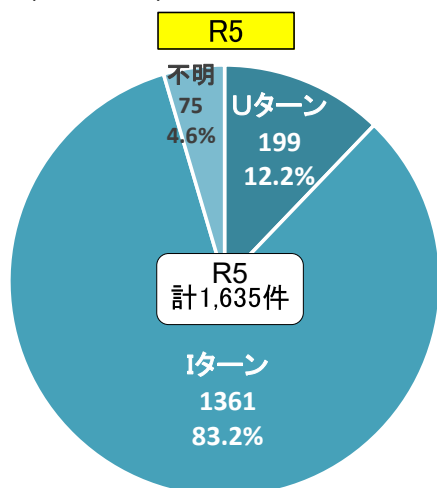
(3) 年代



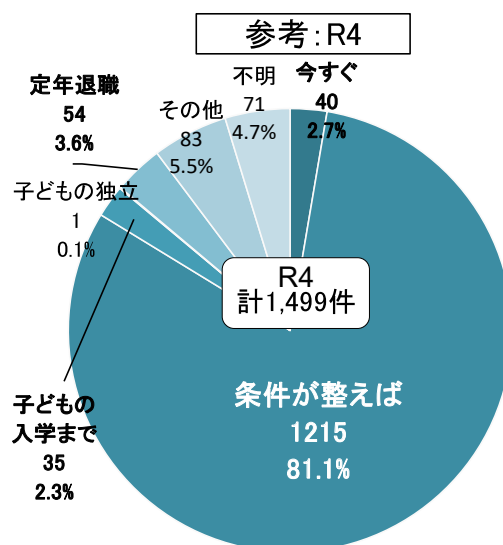
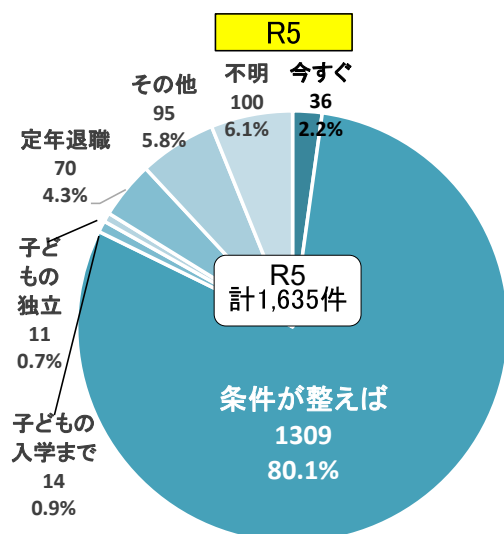
(4) 家族構成



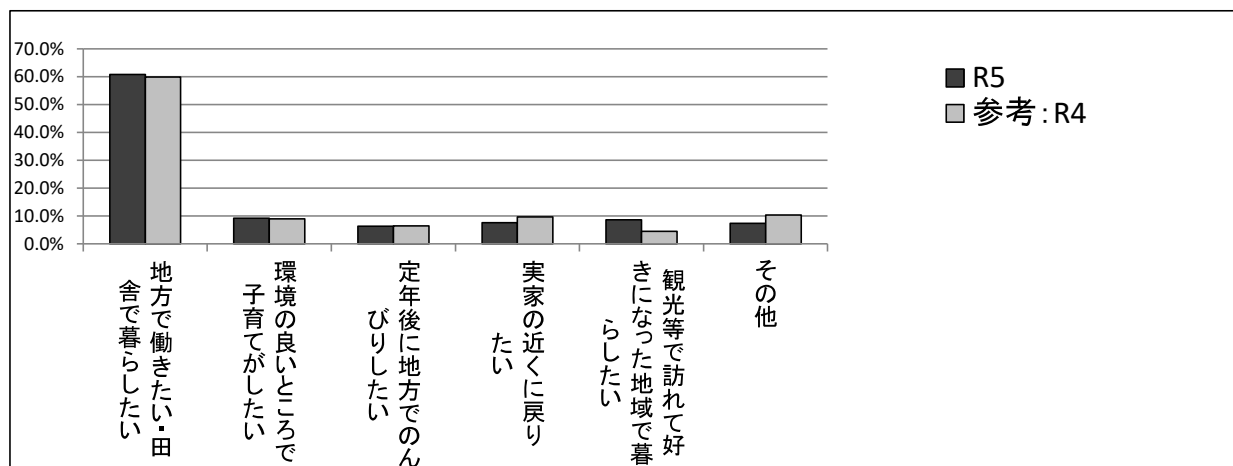
(5) Uターン/Iターン



(6) 移住希望時期

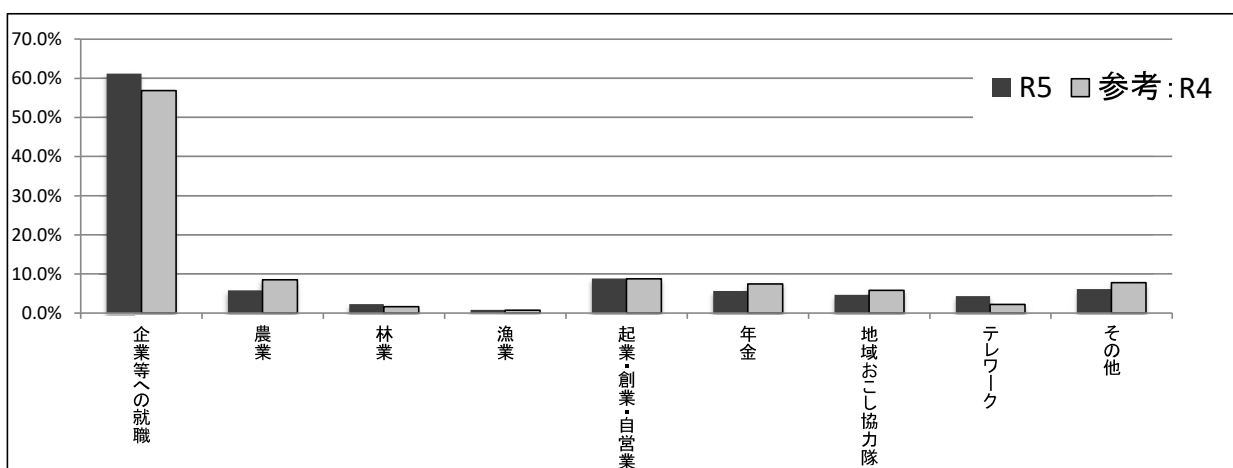


(7)相談のきっかけ(複数回答有延べ R5:1,891 件、R4:1,631 件)



R5	60.8%	9.3%	6.3%	7.6%	8.6%	7.4%
R4	59.9%	9.0%	6.5%	9.7%	4.5%	10.4%

(8)移住先での生活基盤(複数回答有延べ R5:1,959 件、R4:1,780 件)



R5	61.2%	5.9%	2.3%	0.9%	8.9%	5.7%	4.7%	4.3%	6.2%
R4	56.9%	8.5%	1.7%	0.8%	8.8%	7.5%	5.8%	2.2%	7.8%

(8) 市町の行財政運営への支援について

県では、県内 29 の市町が自主的・自立的な行財政運営を行いながら、県民に必要な行政サービスを効率的・効果的に提供できるよう、市町に対する助言や情報提供などの支援を行っています。

1 行財政運営

(1) 現状と課題

県内市町は、厳しい財政状況の中、少子高齢化や人口減少、公共施設等の老朽化といった今日我が国が直面する課題をはじめ、地域におけるさまざまな行政課題に取り組んでいます。その財政状況については、実質収支が赤字の団体はありませんが、経常収支比率が高い水準にある団体もあるなど、厳しい財政運営が続いています。

市町において、基礎自治体としての自主性、自立性が確保され、効率的かつ効果的な行財政運営が安定的に行われるとともに、社会経済情勢の変化やこれに伴う国の制度変更などへの円滑な対応が必要なため、市町の自主性を尊重しつつ、市町の実情の把握を通じた丁寧な対応を行っています。

(2) 今後の取組

引き続き、市町が安定的な行財政運営を継続的に行うことができるよう、地方行財政制度の適正な運用に加え、行財政運営の改善につながる取組についても、「市町と県との勉強会」の開催等を通じて、市町に対し必要な助言や情報提供等による支援を行います。

2 地方創生

(1) 現状と課題

平成 26 年度に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことを受け、県内の全ての市町において「地方版総合戦略」と「地方人口ビジョン」が策定され、市町の地方創生の実現に向けて取り組んでいます。

また、国においては、令和 4 年度にデジタルの力を活用して地方創生の取組を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざす「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されたところです。

県においては、これまで市町との勉強会の開催や市町訪問による意見交換を実施し、地方創生関連交付金に係る事業計画の策定支援や、他府県の優良事例の紹介など、市町の取組の実効性が高まるよう、必要な助言や情報提供を行っています。

(2) 今後の取組

総合戦略に位置付けられた取組の推進により、地域の社会課題解決や魅力向上につなげられるよう、引き続き市町との勉強会などの機会を通じて、国の動きや他府県の優良事例の情報提供を行うなど、市町の主体的な取組を積極的に支援します。

3 国の臨時交付金等にかかる市町対応について

(1) 現状と課題

令和2年度に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下、「臨時交付金」という。)」が創設されて以降、令和4年度には、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に係る対策を一層強化するため、臨時交付金において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設、増額され、また、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」が措置されました。

令和5年度には、「低所得世帯支援枠」が追加的に拡大されるとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するための「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が新たに創設されました。

市町においては、これらの臨時交付金等を活用する一方で、事業の効果検証を行い、その結果の速やかな公表を求められるなど、臨時交付金等にかかる事務負担が増加しています。

県では、市町からのさまざまな問い合わせに丁寧に対応するとともに、質疑応答を集約し共有するなど、事業が円滑に実施できるよう支援してきました。

(2) 今後の取組

令和6年度も、市町が円滑に臨時交付金等の交付を受けられるとともに、臨時交付金等を活用した事業の効果検証を行い、その結果が適切に公表されるよう、必要な助言や情報提供等を行うことで、市町を支援します。

(9) スポーツの推進について

三重県スポーツ推進条例がめざす、県民がスポーツの価値を広く享受し「県民力を結集した元気なみえ」の実現に向け、「第3次三重県スポーツ推進計画」（計画期間：令和5年度～8年度）における施策が進められるよう、市町および関係団体等と連携して取り組みます。

1 地域スポーツの推進

(1) 現状と課題

県民の皆さんが、スポーツによる「楽しさ」を享受できるよう、生涯にわたって運動・スポーツにふれ親しむ環境づくりを進めるとともに、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組により各地域に遺された施設や人材等のレガシーを活用し、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげる必要があります。

(2) 今後の取組方向

「みえのスポーツフォーラム」や「みえスポーツフェスティバル」、「第18回美し国三重市町対抗駅伝」などの地域スポーツ推進の取組を通じて、子どもから高齢者に至る幅広い世代の皆さんが、生涯にわたって運動・スポーツにふれ親しむことができる環境づくりに取り組みます。また、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツの担い手の養成・資質向上に取り組みます。特に、総合型地域スポーツクラブについては、専属のクラブアドバイザーを設置するなど取組を強化し、中学校部活動の地域連携・地域移行の促進を図ります。

「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」により、市町・競技団体等が実施する国際・全国大会等の大規模大会の開催、トップチーム等の合宿誘致、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催競技に関わるスポーツイベントの開催などの取組を支援します。

2 スポーツ施設の管理運営、整備

(1) 現状と課題

①スポーツ施設の管理運営

スポーツ推進局では、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（鈴鹿スポーツガーデン）、三重交通G スポーツの杜 伊勢（総合競技場）、ドリームオーシャンスタジアム（松阪野球場）、ライフル射撃場の4施設を所管しています。いずれも指定管理者制度を活用して、施設の安全性・利便性の確保および効果的・効率的な管理運営に努めています。

各施設の指定管理者においては、安全、快適なサービスの提供に取り組んでおり、第5期の指定管理期間（令和6年度～令和10年度）においても、引き続き、利用促進に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

令和5年度県営スポーツ施設年間利用者数

(単位：人)

施設名	利用者数	合計	目標値
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿	515,679	877,223	839,000
三重交通G スポーツの杜 伊勢	325,954		
ドリームオーシャンスタジアム	32,318		
ライフル射撃場	3,272		

②スポーツ施設の整備

令和5年度における施設整備として、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場等の照明LED化改修、三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場のサッカー・ラグビー利用に向けた芝生常緑化、ライフル射撃場の管理棟新設などの整備を行いました。

引き続き、施設機能の維持・向上や老朽化施設の改修等を計画的に行い、安全、快適な利用環境の提供に取り組む必要があります。

(2) 今後の取組方向

①スポーツ施設の管理運営

皆さんに安心して利用いただくため、利用者にとって満足度の高い事業やサービスの提供、大規模大会・スポーツ合宿の新規誘致など、指定管理者と連携した利用促進に取り組みます。

②スポーツ施設の整備

令和6年度は、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場の空調熱源設備の改修、三重交通G スポーツの杜 伊勢 第二陸上競技場の写真判定装置の更新、ライフル射撃場の多機能トイレの整備などに取り組めます。

3 次回国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

令和17年(2035年)の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催をめざし、具体的な調整を進めます。

開催に向けては、前回大会の準備で培った経験やレガシーを生かし、簡素・効率化も図りつつ、開催の実現に努めます。

スポーツ推進局が所管する県営スポーツ施設		別紙			
		三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (鈴鹿スポーツガーデン)	三重交通G スポーツの杜 伊勢 (総合競技場)	ドリームオーシャンスタジアム (松阪野球場)	ライフル射撃場
施設概要	所在地	鈴鹿市御薊町 1669 番地	伊勢市宇治館町 510 番地	松阪市立野町 1370 番地	津市中村町字国主谷
	設置年月	第 1 期 H4. 10 / 第 2 期 H9. 7 / 第 3 期 H19. 4	体育館 S39. 4/S47. 4 競技場 S43. 12/S48. 5 トレーニングセンターH2. 3	S50. 8	S47 年度
	構造模等	□敷地面積 391,000 m ² <第 1 期> ○サッカー・ラグビー場 (H4. 10. 11 供用開始) メイングラウンド面積 14,432 m ² 第 1・2 グラウンド面積 25,500 m ² 第 3・4 グラウンド面積 28,600 m ² メインスタンド地上 3 階鉄筋コンクリート造 <第 2 期> ○屋内水泳場 (国際公認、JOC 認定競技別強化センター指定施設) (H9. 7. 12 供用開始) 建築面積 10,185 m ² 、延面積 18,807 m ² 、地上 3 階 地下 1 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ○庭球場 (H9. 7. 12 供用開始) ・管理棟：建築面積 472 m ² 、延面積 1,168 m ² 地上 3 階鉄筋コンクリート造 ・センターコート：建築面積 1,581 m ² 、延面積 1,987 m ² 、地上 2 階鉄筋コンクリート造 ・シェルターコート：建築面積 3,465 m ² 延面積 3,031 m ² 、地上 1 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ・屋外テニスコート：延面積 16,100 m ² ・屋外テニスコントロール棟：建築面積 78 m ² 延面積 105 m ² 、地上 2 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) <第 3 期> ○体育館 (H19. 4. 1 供用開始) 延面積 4,308 m ² 、アリーナ面積 2,010 m ² 地上 2 階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) (第 3 期以降) ○多目的広場 (H17. 9. 1 供用開始) 面積 5,212 m ² ○クライミングウォール (H19. 7. 21 供用開始) 高さ 12m×幅 4m	□敷地面積 185,426 m ² (五十鈴公園全体) ○体育館 (S39. 4 供用開始) 建築面積 3,748 m ² 、延面積 5,783 m ² 地上 3 階・地下 1 階鉄筋コンクリート造 ○体育館別館 (S47. 4 供用開始) 建築面積 968 m ² 、延面積 1,093 m ² ○陸上競技場 (日本陸連第 1 種公認、国際陸連認証クラス 2) (S43. 12 供用開始、H27～H29 大規模改修、H29. 10. 21 供用開始) ・メインスタンド 建築面積 6,070 m ² 、延面積 11,378 m ² 地上 4 階鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 ・バックスタンド 建築面積 4,078 m ² 、延面積 5,699 m ² 地上 2 階鉄筋コンクリート造 ・サイドスタンド 建築面積 5,047 m ² 、延面積 3,374 m ² 地上 1 階・地下 1 階鉄筋コンクリート造 ・メインフィールド 400m×9 レーン ・大型映像装置 ○第二陸上競技場 (第 3 種公認) (H28. 4. 11 供用開始) ○投てき場 (H28. 8 供用開始) ○トレーニングセンター (H2. 3 供用開始) 建築面積 355 m ² 、延面積 345 m ² 地上 1 階鉄骨造 ○多目的広場 (H31. 3. 14 供用開始) 面積 12,446 m ²	□敷地面積 25,182 m ² ○野球場管理棟及びメインスタンド (S50. 8 設置) 地上 2 階鉄筋コンクリート造 ○芝生スタンド 8,971 m ² ○グラウンド 1 面 13,787 m ² (両翼 92.8m、ホームセンター間 120m)	□敷地面積 21,055 m ² ○管理棟 (S48 年度設置、R5 年度建替、R6. 3. 26 供用開始) 延床面積 74.52 m ² 、地上 1 階鉄骨造 ○10m 射場 (第 2 種射撃場) (S49 年度設置、H29 建替、H30. 3. 3 供用開始) 建築面積 731 m ² 、延床面積 722 m ² 地上 1 階鉄骨造 28 射座 ○50m 射場 (第 2 種射撃場) (S47 年度設置、H29 改修、H30. 3. 3 供用開始) ・射座棟 建築面積 504 m ² 、延床面積 504 m ² 地上 1 階鉄骨造 26 射座 ・標的棟 建築面積 73 m ² 、延床面積 21 m ² 地上 1 階鉄骨造
	ネーミングライツ	ネーミングライツ・パートナー：三重交通グループホールディングス (株) ネーミングライツ料：両施設で 1,000 万円／年 期間：H26. 10. 1～R6. 9. 30 (10 年間)		ネーミングライツ・パートナー：瀬古食品(有) ネーミングライツ料：200 万円／年 期間：R3. 4. 1～R13. 3. 31 (10 年間)	
指定管理者 (R6－R10)		三重県スポーツ協会グループ ((公財) 三重県スポーツ協会と (株) ジャパンスポーツ運営による J V)	三重県スポーツ協会グループ ((公財) 三重県スポーツ協会と (株) ジャパンスポーツ運営による J V)	(公財) 三重県スポーツ協会	三重県ライフル射撃協会
施設の設置目的 (役割)		県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。
年間利用者数 (令和 5 年度)		5 1 5， 6 7 9 人	3 2 5， 9 5 4 人	3 2， 3 1 8 人	3， 2 7 2 人
指定管理料 (R6－R10)		1， 8 9 8， 5 7 6 千円	5 0 7， 0 3 5 千円	1 0 6， 0 7 5 千円	1 9， 1 4 5 千円

(10) 競技力向上対策について

1 競技力向上対策

(1) 現状と課題

ア 現状

本県では、平成 25 年に知事を本部長とする三重県競技力向上対策本部を設置し、計画的に競技力向上対策の取組を進めています。

- ① 少年種別では、スポーツ体験会やタレント発掘事業の実施により、将来の競技スポーツを担う新たな選手を発掘するとともに、育成拠点となるチーム・運動部や競技団体を指定し、その強化活動を支援することにより、安定的な競技力の確保を図っています。その結果、令和 5 年度は、全国高等学校総合体育大会で 60 件、全国中学校総合体育大会で 16 件、合計で前年度と同じ 76 件入賞することができました。
- ② 成年種別では、就職支援事業等の実施により、今後の活躍が期待できる新たな選手の確保に取り組んでいます。また、三重とこわか国体を契機に結成されたチームについては、毎年度の達成目標を設定して進捗管理を行いつつ、強化活動を支援しています。
- ③ 国際大会や全国大会で活躍する選手を支える優れた指導者を養成する「チームみえトップ指導者養成事業」において、各年齢層の中心となる指導者の指導力向上を図り、選手の年齢に応じた一貫指導体制の構築に取り組んでいます。また、安定的な指導力の確保に向け、本事業の修了者を対象に、コーチデベロッパー（指導者を指導する者）の養成を図っています。

イ 課題

- ① 国際大会や全国大会で選手が活躍できるよう、これまで高めてきた競技力を一過性のものとすることなく、競技力向上対策に継続して取り組む必要があります。
- ② 東海ブロックの 4 県は、いずれも鹿児島国体の男女総合成績が 20 位以内であり、他のブロックに比べて強豪揃いであることから、佐賀国スポ（国民スポーツ大会）で男女総合成績 10 位台前半の目標を達成するには、予選会である東海ブロック大会の突破率を高める必要があります。
- ③ 国際大会や全国大会で活躍できる選手の育成には、優れた指導者が必要であるため、引き続き、指導者の養成に取り組む必要があります。

(2) 今後の取組方向

- ① 令和5年11月に開催した第20回競技力向上対策委員会では、鹿児島国体の結果をふまえて有識者と課題を洗い出し、今後の戦略を検討しました。佐賀国スポでの目標達成に向け、東海ブロック大会を突破する可能性の高い競技種別について、集中的に強化活動を支援していきます。
- ② 選手がコンディションをピークに合わせて競技に臨み、最高のパフォーマンスを発揮できるよう、引き続き、チームドクター、トレーナー、栄養士等の専門スタッフと連携し、医・科学の知見を活用した支援を行います。
- ③ 指導者の養成事業においては、コーチデベロッパーを活用して講座の充実を図りつつ、新たに4期生の養成に取り組みます。

2 パラアスリートへの支援

(1) 現状と課題

東京2020パラリンピックなどを契機にパラスポーツへの関心が高まっており、令和4年度から、一定の競技力を有し、国際大会や全国大会で活躍が期待される本県ゆかりの選手を支援しています。令和5年度は13名の選手を指定し、強化活動を支援しました。

課題としては、競技によっては県内にパラスポーツを専門とするコーチや同じレベルの練習パートナーがおらず、選手が活動拠点を海外や県外に求めざるを得ないことや、競技用具の機能や調整具合が勝敗を分けることなどがあります。

(2) 今後の取組方向

パラリンピック等選手強化指定事業により指定した選手が、国際大会や全国大会で活躍できるよう、引き続き、個々の選手の状況把握に努めつつ、各競技の特性をふまえたきめ細かな支援に取り組みます。

令和4年度以降の競技力向上に係る取組方針

(※ 令和4年6月20日三重県競技力向上対策本部第10回本部会議で決定)



※「国民体育大会」については、令和6(2024)年の第78回大会から「国民スポーツ大会」へ名称変更

(11) 南部地域の振興について

1 現状と課題

南部地域は、主な産業である第一次産業の活力が低下し、若者世代の人口の流出と少子高齢化が進行している一方、世界遺産である熊野古道伊勢路をはじめ、歴史、文化、自然等の地域資源に恵まれた地域です。

このため、熊野古道世界遺産登録 20 周年の好機を的確に捉えつつ、昨年度策定した「三重県南部地域振興プラン」の取組方向に沿って、市町と連携しながら、若者の定着・人口の還流や南部地域の特色ある資源を生かした観光・産業振興、賑わいの創出に向けて取り組んでいく必要があります。

2 三重県南部地域振興プランの策定

南部地域の振興に向けた今後の取組方向や注力すべき項目を整理した「三重県南部地域振興プラン」を令和 5 年 12 月に策定しました。

(1) 計画期間

令和 6 ～ 8 年度

(2) 3つの取組方向

①若者の定着・人口の還流に向けて

- 若者が「住み続けたい」と思える地域づくり、地域への愛着・誇りの醸成
- 若者をはじめ、人びとが「戻りたい」「移住したい」と感じる地域づくり、地域との関係性の継続

②地域産業の活力向上に向けて

- 南部地域における「農林水産業」の振興
- 南部地域特有の資源を活かした「観光関連産業」の振興
- 南部地域における新たな働き方（副業・兼業等）・働く場の創出

③賑わいのある南部地域に向けて

- 南部地域に賑わいをもたらす「人の流れ」の創出
- 南部地域を内外から支える人づくり（地域内の人材育成と関係人口の深化・拡大）

3 令和 6 年度の主な取組

(1) 複数市町が連携した取組に対する南部地域活性化基金による支援

南部地域の魅力を生かした若者の出逢いの場の創出や空き家バンク機能の強化・連携、田舎暮らし体験ツアーの実施など、複数市町が連携した南部地域の活性化に向けた取組を支援します。

- ・南部地域自転車活用事業（玉城町、度会町、南伊勢町）
- ・東紀州自転車活用事業（紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）
- ・空き家バンク強化・活用連携事業（大台町、尾鷲市、紀宝町）

- ・ 地場産業、一次産業など地域産業の維持に関する関係人口創出事業
(南伊勢町、尾鷲市)
- ・ 南部地域の魅力を生かした若者出逢いイベント事業
(大台町、玉城町、度会町、大紀町)
- ・ 空き家バンク登録推進キャンペーン事業
(紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町)
- ・ 田舎暮らし体験ツアー事業 (尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町)
- ・ 伊勢・鳥羽・玉城オープン・カンパニー促進事業 (伊勢市、鳥羽市、玉城町)

(2) 県が主体となった取組

①若者の定着・人口の還流に向けて

南部地域外に進学・就職した若者を対象に、南部地域の特徴ある企業の見学やいきいきと暮らす方々との交流、自然や文化の体験を通して、南部地域で働くことや暮らすことの魅力を体感してもらうツアーを実施します。

また、若者の地域への愛着形成を促進するとともに、出身者を中心として地域づくりに参画する関係人口を創出するため、地域を離れた若者が、地域住民等との交流を深めながら、地域課題解決のためのフィールドワークを行い、課題の分析とその解決に向けて活動する取組を進めます。

さらに、県土整備部と連携し、空き家の非住宅（店舗等）への改修費及び除却費を支援します。

②地域産業の活力向上に向けて

南部地域での第一次産業における「スキマ時間等を活用した新しい働き方の仕組みづくり」の確立に向け、副業・兼業としての農林水産業が盛んな地域の先進事例及び南部地域の現状調査を行うとともに、都市部の飲食店、百貨店のバイヤー等を対象としたツアーを通じた特産品プロモーションを実施します。

③賑わいのある南部地域に向けて

南部地域内外の企業との継続的なつながりづくりをめざして、企業の社員等を対象に、第一次産業を体験し、地域を知っていただく機会を創出するとともに、地域や世代を超えた人材のネットワーク化を促進するため、地域で活躍する人びとを対象とした連続講座を開催します。

また、南部地域にあるさまざまな地域資源のファンやマニアと地域の人びとが連携し、観光資源として磨き上げることを通して、関係人口の創出や地域活力の向上につなげていきます。

(3) 熊野古道等地域資源を活用した取組

①受入環境の整備

熊野古道伊勢路の来訪者が安全・安心に歩くことができる環境を整備するため、統一感のある案内標識の整備支援、二次交通の利便性向上に向けた検討などを行います。

また、伊勢路周辺の宿泊施設等を一元的に案内する英語にも対応したWebサイトを構築するなど、インバウンドにも対応した案内機能の強化を図ります。

②持続可能な熊野古道の保全体制の構築

熊野古道伊勢路に関するさまざまな活動をしている関係者が一堂に会し、意見交換や調整を行う場である「熊野古道協働会議」の枠組みを通じて、保全団体や民間企業、市町等と連携し、熊野古道伊勢路全域で持続可能な保全体制を構築します。

(4) 熊野古道センター

平成 19 年 2 月に情報発信と集客交流の拠点として整備し、熊野古道のビジットセンターとして来訪者に情報提供を行うとともに、企画展、交流会、体験学習等を実施しています。

現在、NPO法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワークが指定管理による運営を行っていますが、今年度末で指定管理期間が満了するため、次期指定管理者を選定します。

また、令和 9 年の開館 20 周年に向け、有識者等の意見を参考に、展示内容のリニューアルに向けた検討を行っていきます。

(5) 一般社団法人東紀州地域振興公社の取組

東紀州地域の振興を図り、地域の自立的な発展を進めるため、県・東紀州 5 市町により設置している東紀州地域振興公社は、観光振興、産業振興、地域おこしの 3 つの柱で各種事業に取り組んでいるところです。今後は、登録DMOのメリットを生かしつつ、これまで以上に集客や観光消費額の拡大を図っていきます。

- ・観光振興 高付加価値なインバウンド観光地づくり事業の推進、熊野古道伊勢路や豊かな自然を生かした拠点滞在型観光の推進、マーケティングによる効果的な戦略に基づく観光地域づくり
- ・産業振興 地域資源を活用した製品・サービスの高付加価値化や販売促進、宿泊・飲食・土産物など観光サービス業の質を高める取組の支援
- ・地域おこし 語り部養成講座や、熊野古道語り部友の会等の活動支援、首都圏での熊野学講座の開催

4 熊野古道世界遺産登録 20 周年の取組

熊野古道伊勢路は、平成 16 年に世界遺産登録され、本年 7 月 7 日で登録 20 周年を迎えます。

登録 20 周年に向けて機運の醸成を図るため、伊勢路沿線の市町、関係団体と連携した「熊野古道世界遺産登録 20 周年事業推進会議」を昨年 11 月に設立しました。令和 6 年 2 月から熊野古道伊勢路踏破ウォーク等の取組を進めるとともに、現在は、各市町等において、20 周年を記念したイベント等が進められています。

今後は、7 月 7 日にスペイン・バスク自治州から政府関係者・保全団体関係者を招いた国際シンポジウムの開催や、熊野古道伊勢路踏破ウォーク(第 2 弾、第 3 弾)、山歩きアプリ活用キャンペーン、地域公共交通を活用したデモツアーの実施など、効果的なプロモーションに取り組み、世界遺産「熊野古道伊勢路」の価値を広く発信し、「歩き旅」のブランディングの推進と誘客促進につなげます。

【主な取組】

①熊野古道伊勢路踏破ウォーク（第2弾、第3弾）

熊野古道伊勢路を踏破するウォークイベントを開催。

- ・内容：令和6年度は、阿曾（大紀町）をスタートして熊野速玉大社までの約120kmを10日（10回）で歩く。

- ・第2弾の日程・区間

第5回 5月25日（土） 阿曾・大内山・荷坂峠コース

第6回 5月26日（日） ツヅラト峠コース

第7回 6月15日（土） 一石峠・三浦峠コース

第8回 6月16日（日） 始神峠コース

※ 第3弾（第9回～14回）は10月～11月頃を予定。

②世界遺産登録20周年記念イベント（国際シンポジウム）

熊野古道世界遺産登録20周年を記念して、スペイン・バスク自治州から政府関係者、保全団体関係者を招き、国際シンポジウムを開催。

- ・令和6年7月7日（日）（世界遺産登録日）
- ・場所：熊野古道センター

③20周年記念山歩きアプリ活用キャンペーン

熊野古道伊勢路のルートが搭載された山歩きアプリの活用を促進するとともに、20周年を記念したデジタルバッジ配布キャンペーン等を実施。

- ・令和6年秋頃～

④地域公共交通を活用したデモツアー

伊勢路「歩き旅」を促進する取組として、既存の鉄道、バス等の地域公共交通を活用した古道歩きのコースを設定、デモツアーを実施。

- ・令和6年秋頃～

⑤奈良県、和歌山県と連携したプロモーション（3県連携事業）

3県でエリア一体となった「紀伊山地の霊場と参詣道」への誘客を推進。

- ・令和6年秋頃～

⑥持続可能な保全体制づくりシンポジウム

伊勢路全体で持続可能な保全体制の構築に向けて、ゲストを招いた講演や、地元保全団体等によるシンポジウム等を開催。

- ・令和6年12月（予定）
- ・場所：熊野市



<シンボルマーク>